2012. 8
No. 18

国立大学法人 高知大学学報

（題字：脇口宏学長）

中国語センター開所式
（72 ページに関連記事）

附属病院工事起工式で穿初を行う脇口学長
（72 ページに関連記事）

目 次

関係法令 (2)
学内規則 (8)
人 事 (63)
○人事異動

会 議
○役員会 (65)
○経営協議会 (67)
○教育研究評議会 (68)
○入試企画実施機構会議 (68)

学 事
○マレーシア・プトラ大学と学術・学生交流協定を更新 (71)
○平成 24 年度 6 月期の高知大学大学院学位記授与式 (71)

諸 報
○弘田量二助教が第 34 回（公財）石本記念デサントスポーツ科学振興財団研究助成に優秀入選 (72)
○奈良正和准教授が日本古生物学会学術賞を受賞 (72)
○中国語センター開所式を挙行 (72)
○「医学部附属病院（医病）病棟新営その他工事」起工式を挙行 (72)
○平成 24 年度四国地区国立大学法人等共同初任者研修を開催 (73)
○藤木文部科学審議官が高知大学を視察 (73)
○JICA 集団研修の開講式を挙行 (74)

日 誌 (75)

関 係 法 令

○法律

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
新型インフルエンザ等対策特別措置法	法律第 31 号	号外第 104 号	平成 24 年 5 月 11 日
消防法の一部を改正する法律	法律第 38 号	号外第 139 号	平成 24 年 6 月 27 日
著作権法の一部を改正する法律	法律第 43 号	号外第 139 号	平成 24 年 6 月 27 日
劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	法律第 49 号	号外第 139 号	平成 24 年 6 月 27 日
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	法律第 50 号	号外第 139 号	平成 24 年 6 月 27 日
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律	法律第 51 号	号外第 139 号	平成 24 年 6 月 27 日

○政令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備に関する政令	政令第 158 号	第 5812 号	平成 24 年 6 月 1 日
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬施行令の一部を改正する政令	政令第 165 号	第 5825 号	平成 24 年 6 月 20 日
薬事法施行令の一部を改正する政令	政令第 180 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日

○省令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令	文部科学省令第 23 号	第 57962 号	平成 24 年 5 月 10 日
薬事法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 83 号	第 5802 号	平成 24 年 5 月 18 日
薬事法施行規則等の一部を改正する省令	厚生労働省令第 85 号	第 5810 号	平成 24 年 5 月 30 日
医療法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 86 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
薬事法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 87 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令	厚生労働省令第 90 号	第 5812 号	平成 24 年 6 月 1 日
津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令	国土交通省令第 58 号	号外第 127 号	平成 24 年 6 月 12 日
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 95 号	号外第 134 号	平成 24 年 6 月 20 日
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令	厚生労働省令第 97 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日
薬事法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 98 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日
電気事業法施行規則の一部を改正する省令	経済産業省令第 47 号	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
協働取組による環境の保全に関する公共サービスの効果が十分に発揮させる契約の推進に関する省令	環境省令第 20 号	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
健康保険法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 109 号	第 5853 号	平成 24 年 7 月 31 日
予防接種時強い規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 110 号	第 5853 号	平成 24 年 7 月 31 日
労働安全衛生規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 111 号	第 5853 号	平成 24 年 7 月 31 日

○規則

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-129-1	第 5791 号	平成 24 年 5 月 1 日
人事院規則 9-42（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-42-30	第 5794 号	平成 24 年 5 月 8 日
人事院規則 11-8（職員の定年）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 11-8-29	第 5794 号	平成 24 年 5 月 8 日
人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-30-79	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
人事院規則 17-0（管理職等の範囲の一部）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 17-0-104	第 5830 号	平成 24 年 6 月 27 日
人事院規則 9-19（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-17-130	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
人事院規則 9-55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-55-113	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
人事院規則 10-13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等のための業務に係る職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 10-13-1	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 15-14-30	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）一部を改正する人事院規則	人事院規則 15-15-12	号外第 143 号	平成 24 年 6 月 29 日
人事院規則 8-12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 8-12-10	第 5846 号	平成 24 年 7 月 20 日

○告示

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
平成 24 年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 90 号	号外第 98 号	平成 24 年 5 月 1 日
平成 24 年度小学校教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 91 号	号外第 98 号	平成 24 年 5 月 1 日
平成 24 年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 92 号	号外第 98 号	平成 24 年 5 月 1 日
著作権に関する講習会の件	文化庁告示第 21 号	第 5793 号	平成 24 年 5 月 7 日
科学技術の研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件	総務省告示第 183 号	号外第 103 号	平成 24 年 5 月 10 日
雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件	厚生労働省告示第 357 号	号外第 105 号	平成 24 年 5 月 14 日
薬事法第 49 条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 361 号	第 5802 号	平成 24 年 5 月 18 日
平成 24 年度学校図書館司書教諭講習実施要領	文部科学省告示第 98 号	号外第 114 号	平成 24 年 5 月 25 日
技術士法第 31 条の 2 第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件の全部全部を改正する件	文部科学省告示第 99 号	号外第 115 号	平成 24 年 5 月 28 日
使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示 367 号	第 5809 号	平成 24 年 5 月 29 日

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 368 号	第 5809 号	平成 24 年 5 月 29 日
特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 369 号	第 5809 号	平成 24 年 5 月 29 日
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	厚生労働省告示第 370 号	第 5809 号	平成 24 年 5 月 29 日
組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件	厚生労働省告示第 371 号	第 5810 号	平成 24 年 5 月 30 日
薬事法第 36 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働省が指定する第一種医薬品及び第二種医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 374 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
薬事法施行規則第210条第5号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二種医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 375 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
薬事法規則第 216 条の 2 第 1 項の規定に基づき同令第 209 条の 2 及び第 210 条第 5 号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件	厚生労働省告示第 376 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 377 号	第 5811 号	平成 24 年 5 月 31 日
厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	厚生労働省令第 32 号	第 5812 号	平成 24 年 6 月 1 日
使用薬物の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 380 号	号外第 119 号	平成 24 年 6 月 1 日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 381 号	号外第 119 号	平成 24 年 6 月 1 日
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 390 号	号外第 129 号	平成 24 年 6 月 14 日
障害者の雇用の促進等に関する法律施令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	厚生労働省告示第 395 号	号外第 134 号	平成 24 年 6 月 20 日
使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 396 号	号外第 136 号	平成 24 年 6 月 22 日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 397 号	号外第 136 号	平成 24 年 6 月 22 日
労働基準法施行規則第 38 条の 7 から第 38 条の 9 までの規定に基づき、休業補償の額の算定にあたり用いる率を定める件	厚生労働省告第 398 号	号外第 136 号	平成 24 年 6 月 22 日
薬事法第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 401 号	第 5828 号	平成 24 年 6 月 25 日
薬事法第2条第8項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 401 号	第 5828 号	平成 24 年 6 月 25 日
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準の関する省令第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣のが指定する医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 402 号	第 5828 号	平成 24 年 6 月 25 日
薬事法施行令大 80 条第 2 項第 7 号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 403 号	第 5828 号	平成 24 年 6 月 25 日

事　　項	関係機関	官報番号	掲載年月日
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 404 号	第 5828 号	平成 24 年 6 月 25 日
補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件	厚生労働省告示第 405 号	第 5829 号	平成 24 年 6 月 26 日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第 1 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	厚生労働省告示第 406 号	第 5829 号	平成 24 年 6 月 26 日
平成 24 年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を定める件	文部科学省告示第 103 号	第 5830 号	平成 24 年 6 月 27 日
労働安全衛生法第 57 条の 3 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	厚生労働省告示第 407 号	号外第 140 号	平成 24 年 6 月 27 日
薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 409 号	第 5831 号	平成 24 年 6 月 28 日
遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件	厚生労働省令・ 環境省告示第 1 号	第 5831 号	平成 24 年 6 月 28 日
厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 412 号	第 5832 号	平成 24 年 6 月 29 日
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 413 号	第 5832 号	平成 24 年 6 月 29 日
医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 414 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日
雇用保険法附則第 5 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	厚生労働省告示第 417 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日
薬事法第 49 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 418 号	号外第 142 号	平成 24 年 6 月 29 日
特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件	特許庁告示第 14 号	第 5833 号	平成 24 年 7 月 2 日
国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件	特許庁告示第 15 号	第 5833 号	平成 24 年 7 月 2 日
組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件	厚生労働省告示第 432 号	第 5845 号	平成 24 年 7 月 19 日
薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 435 号	第 5846 号	平成 24 年 7 月 20 日
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定める件	厚生労働省告示第 438 号	号外第 158 号	平成 24 年 7 月 23 日
平成24年度又は平成25年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定めることができる件	文部科学省告示第 439 号	第 5848 号	平成 24 年 7 月 24 日
生物学的製剤基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 439 号	第 5848 号	平成 24 年 7 月 24 日
労働者災害補償保険法施行規則第9条及び第3項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件	厚生労働省告示第 442 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
労働者災害補償保険法第 8 条の 2 第 2 項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件	厚生労働省告示第 443 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 444 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日

事　　項	関係機関	官報番号	掲載年月日
労働者災害補償保険法第 16 条の 6 第 3 項等の厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 445 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件	厚生労働省告示第 446 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件	厚生労働省告示第 447 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 448 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 449 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 450 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件	厚生労働省告示第 451 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 10 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件	厚生労働省告示第 452 号	号外第 161 号	平成 24 年 7 月 25 日
固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを定める件の一部を改正する件	総務省告示第 286 号	第 5851 号	平成 24 年 7 月 27 日
薬事法第 2 条第 5 項から第 7 項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 454 号	第 5851 号	平成 24 年 7 月 27 日
薬事法第 2 条第 8 項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件	厚生労働省告示第 455 号	第 5851 号	平成 24 年 7 月 27 日
医療機器及び体外診断用医薬品の製造及び品質管理の基準に関する省令第 4 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する一部を改正する件	厚生労働省告示第 456 号	第 5857 号	平成 24 年 7 月 27 日
生物学的製剤基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 457 号	号外第 163 号	平成 24 年 7 月 27 日
薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 458 号	号外第 163 号	平成 24 年 7 月 27 日
厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	厚生労働省告示第 459 号	号外第 163 号	平成 24 年 7 月 27 日
使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 460 号	第 5852 号	平成 24 年 7 月 30 日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 461 号	第 5852 号	平成 24 年 7 月 30 日
人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 462 号	第 5853 号	平成 24 年 7 月 31 日

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
平成 23 年度標準報酬月額修正率を定める件	厚生労働省告示第 463 号	第 5853 号	平成 24 年 7 月 31 日

○公告［諸事項］

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係	特殊法人等	第 5794 号	平成 24 年 5 月 8 日

○国家試験

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
平成 24 年度医師国家試験予備試験の施行	厚生労働省	第 5791 号	平成 24 年 5 月 1 日
平成 24 年度普及指導員資格試験公告	農林水産省	号外第 100 号	平成 24 年 5 月 7 日
中小企業診断士試験に関する公告	経済産業省	第 5800 号	平成 24 年 5 月 16 日
気象予報士試験の実施	気象庁	第 5802 号	平成 24 年 5 月 18 日
平成 24 年度秋期情報処理技術者試験	経済産業省	第 5814 号	平成 24 年 6 月 5 日
平成 24 年度刑務官採用試験公告	人事院	号外第 134 号	平成 24 年 6 月 20 日
平成 24 年度入国警備官採用試験公告	人事院	号外第 134 号	平成 24 年 6 月 20 日
医師国家試験の施行	厚生労働省	号外第 144 号	平成 24 年 7 月 2 日
医師試験委員の公告	厚生労働省	号外第 144 号	平成 24 年 7 月 2 日
歯科医師国家試験の施行	厚生労働省	号外第 144 号	平成 24 年 7 月 2 日
歯科医師国家試験の公告	厚生労働省	号外第 144 号	平成 24 年 7 月 2 日
平成 24 年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告	人事院	号外第 154 号	平成 24 年 7 月 17 日

学 内 規 則

国立大学法人高知大学規則第１号

高知大学入試企画実施機構規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学入試企画実施機構規則の一部を改正する規則

高知大学入試企画実施機構規則（平成 16 年規則第 344 号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　入試企画実施機構は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　理事（教育担当）

(2)　総合教育センター入試部門長

(3)　各学部入試委員長

(4)　土佐さきがけプログラム運営委員会から選出された者　１人

(5)　学務部長

(6)　学務部入試課長

(7)　その他機構長が必要と認めた者

２　前項第４号に掲げる委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条第２項中「構成員」を「委員」に改める。

第５条第２項の次に次の１項を加える。

３　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第１号）

この規則は、平成 24 年４月 25 日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

改正理由

１　土佐さきがけプログラム運営委員会から選出された者１人を委員に加えるため。

２　議長不在の場合の職務代行について定められていなかったため、他の規則に準じて改正するものである。

３　字句修正

国立大学法人高知大学規則第２号

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則（平成 16 年規則第 470 号）の一部を次のように改正する。

第２条中第十四号を削り、同条に次の２号を加える。

二十五　手術実施手当（第24条の４）

二十六　手術部看護手当（第24条の５）

第15条第１項中「大学教員及び医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生）」を「大学教員」に改める。

第16条を削る。

第18条第１項中「大学教員、特任職員、医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生）、医員（研究生）」を「大学教員」に改める。

第22条第１項中「大学教員及び常勤の特任職員」を「大学教員」に改める。

第23条第１項、第24条第１項、第24条の２第１項中及び第24条の３第１項中「大学教員、特任職員、医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生）、医員（研究生）」を「大学教員」に改める。

第24条の３の次に次の２条を加える。

（手術実施手当）

第24条の４　手術実施手当は、大学教員である医師又は歯科医師が、附属病院において手術を実施したときに支給する。

２　前項の手当の額は、業務に従事した月１箇月につき12,000円とする。

（手術部看護手当）

第24条の５　手術部看護手当は、附属病院に勤務する看護職員が、手術部において業務に従事したときに支給する。

２　前項の手当の額は、業務に従事した月１箇月につき10,000円とする。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第２号）

この規則は、平成 24 年４月 25 日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

改正理由

１　手術実施手当及び手術部看護手当の新設

２　非常勤職員及び特任職員に係る規定の整理

国立大学法人高知大学規則第３号

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学職員給与規則（平成 16 年規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第３号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 24 年５月１日から施行する。

（職員の本給月額等の減額支給等）

第２条　この規則の施行日から平成 26 年３月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　本給月額　職員給与規則第 12 条第２項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（平成 17 年規則第 587 号附則第５条の規定による額を含み、当該職員が職員給与規則第 46 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた本給月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

本給表	職務の級	割合
一般職本給表（一）	２級以下	100 分の 4.77
	３級から６級まで	100 分の 7.77
	７級以上	100 分の 9.77

一般職本給表（二）	３級以下	100分の4.77
	４級以上	100分の7.77
教育職本給表（一）	２級以下	100分の4.77
	３級及び４級	100分の7.77
	５級	100分の9.77
教育職本給表（二）	２級以下	100分の4.77
	３級以上	100分の7.77
教育職本給表（三）	２級以下	100分の4.77
	特２級から４級まで	100分の7.77
医療職本給表（一）	１級	100分の4.77
	２級	100分の7.77
	３級以上	100分の9.77
医療職本給表（二）	２級以下	100分の4.77
	３級から７級まで	100分の7.77
	８級	100分の9.77
医療職本給表（三）	２級以下	100分の4.77
	３級から６級まで	100分の7.77
	７級	100分の9.77

(2)　管理職手当　当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3)　地域手当　当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4)　広域異動手当　当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(5)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(6)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(7)　職員給与規則第45条第１項から第５項まで又は第７項の規定により支給される給与　当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　職員給与規則第45条第１項　前各号に定める額

ロ　職員給与規則第45条第２項又は第３項　第１号及び第３号から第５号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ　職員給与規則第45条第４項　第１号並びに第３号及び第４号に定める額に、職員給与規則第45条第４項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　職員給与規則第45条第５項　第１号及び第３号から第５号までに定める額に、職員給与規則第45条第５項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　職員給与規則第45条第７項　第５号に定める額に100分の80を乗じて得た額（職員給与規則第45条第５項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、職員給与規則第45条第５項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

2　特例期間においては、職員給与規則第33条から第35条まで及び第47条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、職員給与規則第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当

の月額の合計額を毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額（以下「勤務１時間当たりの給与減額分」という。）を減じた額とする。

3　特例期間においては、平成22年規則第42号附則第５条第１項の規定の適用を受ける職員に対する第

１項第１号及び第３号から第７号まで並びに第２項の規定の適用については、第１項第１号中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成22年規則第42号附則第５条第１項第１号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第３号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から平成22年規則第42号附則第５条第１項第３号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第４号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年規則第42号附則第５条第１項第４号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第５号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年規則第42号附則第５条第１項第５号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第６号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年規則第42号附則第５条第１項第６号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第７号イ中「前各号」とあるのは「第３項の規定により読み替えられた前各号」と、同号ロ及びニ中「第１号及び第３号から第５号まで」とあるのは「第３項の規定により読み替えられた第１号及び第３号から第５号まで」と、同号ハ中「第１号並びに第３号及び第４号」とあるのは「第３項の規定により読み替えられた第１号並びに第３号及び第４号」と、同号ホ中「第５号」とあるのは「第３項の規定により読み替えられた第５号」と、第２項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年規則第 42 号附則第５条第５項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（55歳を超える職員の平成22年規則第42号による本給の切替えに伴う経過措置の読替えの改正）

第３条　この規則の施行日以降において、平成22年規則第42号附則第６条による本給の切替えに伴う経過措置の読替えについて、読み替える字句欄中の「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成 22 年規則第42号附則第５条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」と読み替える。

（診療従事調整手当等）

第４条　診療従事調整手当は、特例期間において次の各号に掲げる給与を支給するときに、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1)　本給月額　当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額。ただし、一般職本給表（一）及び教育職本給表（一）が適用される職員が、職員給与規則第45条、第48条及び第49条に該当するときは、それぞれ同条の規定を適用して得た額とする。

本給表	職務の級等	金額等
一般職本給表（一）	１級から２級まで（医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士を命じられている職員に限る。）	月額　9,000円
	３級から４級まで（医療ソーシャルワーカー及び診療情報管理士を命じられている職員に限る。）	月額　21,000円

一般職本給表（二）	１級から５級まで （医学部附属病院に所属する調理師に限る。）	第２条第１項第１号により減額される額
教育職本給表（一）	２級 医療学系臨床医学部門（保健管理センター専任担当教員を除く。）及び医療学系医学教育部門（総合診療部に勤務する職員に限る。）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額　14,000円
	３級 医療学系臨床医学部門（保健管理センター専任担当教員を除く。）及び医療学系医学教育部門（総合診療部に勤務する職員に限る。）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額　24,000円
	４級 医療学系連携医学部門（土佐山へき地診療所に勤務する職員に限る。）、医療学系臨床医学部門（保健管理センター専任担当教員を除く。）及び医療学系医学教育部門（総合診療部に勤務する職員に限る。）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額　28,000円
	５級 医療学系臨床医学部門（保健管理センター専任担当教員を除く。）及び医療学系医学教育部門（総合診療部に勤務する職員に限る。）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。	月額　41,000円
医療職本給表（二）	１級から８級まで （医学部附属病院に所属する職員に限る。）	第２条第１項第１号により減額される額
医療職本給表（三）	１級から７級まで （医学部附属病院に所属する職員に限る。）	第２条第１項第１号により減額される額

(2)　管理職手当　医療職本給表（二）及び医療職本給表（三）（医学部附属病院に所属する職員に限る。）

の本給表の適用を受ける職員（医学部附属病院に所属する職員に限る。）（以下、「医学部附属病院所属医療職員」という。）においては、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3)　地域手当　医学部附属病院所属医療職員においては、本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4)　広域異動手当　医学部附属病院所属医療職員においては、本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(5)　期末手当　一般職本給表（二）の本給表の適用を受ける職員（医学部附属病院に所属する調理師に限る。）及び医学部附属病院所属医療職員（以下、「医学部附属病院所属技能・医療職員」という。）においては、当該職員が受けるべき期末手当に100分の9.77を乗じて得た額

(6)　勤勉手当　医学部附属病院所属技能・医療職員においては、当該職員が受けるべき勤勉手当に100分の9.77を乗じて得た額

(7)　超過勤務手当　医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第33条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。

(8)　休日給　医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第34条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。

(9)　夜勤手当　医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第35条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」を「勤務1時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。

2　医学部附属病院所属技能・医療職員においては、職員給与規則第47条の規定を適用する場合は、第2条第2項は適用しない。

制定理由

1　平成24年5月1日から平成26年3月末までの間、職員に支給する給与のうち本給月額及びそれに連動した手当等の減額改定

2　診療従事者調整手当の新設

国立大学法人高知大学規則第４号

国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年4月25日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則（平成16年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成24年4月25日規則第4号）

（施行日）

1　この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（育児部分休業職員に関する読替え）

2　この規則の施行日から平成26年3月31日までの間における第22条第1項の規定の適用については、同項中「給与規則第47条」とあるのは、「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第3号）附則第2条第2項」（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

改正理由

平成 24 年５月１日から平成 26 年３月末までの間、育児部分休業をした職員に支給する給与のうち本給月額及びそれに連動した手当等についての減額改定

国立大学法人高知大学規則第５号

国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則（平成 16 年規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第５号）

（施行日）

１　この規則は、平成 24 年５月１日から施行する。

（介護部分休業職員に関する読替え）

２　この規則の施行日から平成 26 年３月 31 日までの間における第 22 条第１項の規定の適用については、同項中「給与規則第 47 条」とあるのは、「国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第３号）附則第２条第２項」（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。

改正理由

平成 24 年５月１日から平成 26 年３月末までの間、介護部分休業をした職員に支給する給与のうち本給月額及びそれに連動した手当等についての減額改定

国立大学法人高知大学規則第６号

国立大学法人高知大学役員報酬規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学役員報酬規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学役員報酬規則（平成 16 年規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第６号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 24 年５月１日から施行する。

（役員の本給月額等の減額支給）

第２条　この規則の施行日から平成 26 年３月 31 日までの間、役員に対する次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　本給月額　当該役員の本給月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(2)　地域手当　当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3)　広域異動手当　当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(4)　期末特別手当　当該役員が受けるべき期末特別手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

制正理由

平成 24 年５月１日から平成 26 年３月末までの間、役員に支給する報酬のうち本給月額及びそれに連動

した手当の減額改定

国立大学法人高知大学規則第７号

国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則（平成 18 年規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表２（第６条関係）を次のように改める。

別表２（第６条関係）

本給表	職名	本給月額	備考
一般職本給表（一）	主任（再雇用職員）、教室系技術職員（再雇用職員）	213,400 円	
	事務補佐員（再雇用職員）、技術補佐員（再雇用職員）	170,000 円	
一般職本給表（二）	技術補佐員（動物飼育員）（再雇用職員）、技能補佐員（自動車運転手）（再雇用職員）、技能補佐員（調理師）（再雇用職員）、技能補佐員（実験助手）（再雇用職員）、技能補佐員（ボイラ技士）（再雇用職員）、技能補佐員（機械操作員）（再雇用職員）、労務補佐員（用務員）（再雇用職員）	170,000 円	
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	405,400 円	
	准教授（再雇用大学教員）	319,700 円	
	講師（再雇用大学教員）	297,400 円	
	助教（再雇用大学教員）	285,600 円	
	助手（再雇用大学教員）	213,400 円	
	教務補佐員（再雇用職員）	170,000 円	
教育職本給表（二）	教諭（再雇用附属学校教員）	277,500 円	附属特別支援学校教員
教育職本給表（三）	教諭（再雇用附属学校教員）	274,200 円	附属幼稚園教員、附属小学校教員、附属中学校教員

医療職本給表（二）	薬剤師（再雇用職員）、診療放射線技師（再雇用職員）、栄養士（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、理学療法士（再雇用職員）、作業療法士（再雇用職員）、言語聴覚士（再雇用職員）、歯科衛生士（再雇用職員）、歯科技工士（再雇用職員）、臨床工学技士（再雇用職員）、視能訓練士（再雇用職員）、医療技術職員（再雇用職員）	213,500円	
	医療補佐員（薬剤師）（再雇用職員）、医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）、医療補佐員（栄養士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床検査技師）（再雇用職員）、医療補佐員（理学療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（作業療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（言語聴覚士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科衛生士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科技工士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床工学技士）（再雇用職員）、医療補佐員（視能訓練士）（再雇用職員）、医療補佐員（医療技術職員）（再雇用職員）	170,000円	
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）	233,200円	
	医療補佐員（看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（助産師）（再雇用職員）、医療補佐員（衛生管理者）（再雇用職員）	170,000円	

附　則（平成24年4月25日規則第7号）

（施行日）

第1条　この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（補佐員以外の再雇用職員の本給月額等の減額支給等）

第2条　この規則の施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、補佐員以外の

再雇用職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　本給月額　再雇用職員給与規則第６条に掲げる本給表の適用を受ける補佐員以外の再雇用職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

本給表	職名	割合
一般職本給表（一）	主任（再雇用職員）、教室系技術職員（再雇用職員）	100分の4.77
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	100分の9.77
	講師（再雇用大学教員）、准教授（再雇用大学教員）	100分の7.77
	助手（再雇用大学教員）、助教（再雇用大学教員）	100分の4.77
教育職本給表（二） 教育職本給表（三） 医療職本給表（二）	教諭（再雇用附属学校教員）	100分の4.77
	教諭（再雇用附属学校教員） 薬剤師（再雇用職員）、診療放射線技師（再雇用職員）、栄養士（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、理学療法士（再雇用職員）、作業療法士（再雇用職員）、言語聴覚士（再雇用職員）、歯科衛生士	100分の4.77 100分の4.77
	（再雇用職員）、歯科技工士（再雇用職員）、臨床工学技士（再雇用職員）、視能訓練士（再雇用職員）、医療技術職員（再雇用職員）	
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）	100分の4.77

(2)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(3)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

2　特例期間においては、補佐員以外の再雇用職員に対する再雇用職員給与規則第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、職員給与規則第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額を毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

3　特例期間においては、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第３号）附則第２条第２項の規定は、補佐員には適用しないものとする。

改正理由

１　再雇用職員の本給月額の減額改正

２　平成24年５月１日から平成26年３月末までの間、再雇用職員に支給する給与のうち本給月額及びそれに連動した手当等についての減額改定

国立大学法人高知大学規則第８号

国立大学法人高知大学特任職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年４月25日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学特任職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学特任職員給与規則（平成20年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第２号中「及び小児科病院群輪番制手当」を、「、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当及び手術部看護手当」に改める。

別表１－１を下記のように改める。

特任教授本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学４卒以後）
１	６１９,０００	３,５７１	１６年以下
２	６４０,０００	３,６９２	１７～１８年
３	６６２,０００	３,８１９	１９～２０年
４	６８２,０００	３,９３４	２１～２２年
５	７０２,０００	４,０５０	２３～２４年
６	７２０,０００	４,１５３	２５～２６年
７	７３９,０００	４,２６３	２７～２８年
８	７５４,０００	４,３５０	２９～３０年
９	７６７,０００	４,４２５	３１～３２年
１０	７７７,０００	４,４８２	３３～３４年
１１	７８４,０００	４,５２３	３５年以上
１２	８８７,０００	５,１１７	学長が認めた場合
１３	９８７,０００	５,６９４	学長が認めた場合
１４	１,０６４,０００	６,１３８	学長が認めた場合
１５	１,１４４,０００	６,６００	学長が認めた場合
１６	１,３４８,０００	７,７７６	学長が認めた場合

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、１号数から11号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、12号数から16号数までの範囲内で決定することができる。

別表１－２

特任准教授本給表

号	本給（円）	時間給 円）	経験年数（大学４卒以後）
1	５０２,０００	２,８９６	９年以下
2	５３６,０００	３,０９２	１０～１１年
3	５６３,０００	３,２４８	１２～１３年
4	５８５,０００	３ ３７５	１４～１５年
5	６０６,０００	３,４９６	１６～１７年
6	６２２,０００	３,５８８	１８～１９年
7	６３７,０００	３,６７５	２０～２１年
8	６４８,０００	３,７３８	２２～２３年
9	６６０,０００	３,８０７	２４～２５年
１０	６７０,０００	３,８６５	２６～２７年
１１	６７８,０００	３,９１１	２８～２９年
１２	６８４,０００	３,９４６	３０年以上

備考　本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表１－３

特任講師本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学４卒以後）
1	４２１,０００	２,４２８	６年以下
2	４５４,０００	２,６１９	７～８年
3	４８４,０００	２,７９２	９～１０年
4	５１３,０００	２,９５９	１１～１２年
5	５３７,０００	３,０９８	１３～１４年
6	５６０,０００	３,２３０	１５～１６年
7	５７９,０００	３,３４０	１７～１８年
8	５９４,０００	３,４２６	１９～２０年
9	６０６,０００	３,４９６	２１～２２年
１０	６１５,０００	３,５４８	２３～２４年
１１	６２２,０００	３,５８８	２５～２６年
１２	６２８,０００	３,６２３	２７～２８年
１３	６３６,０００	３,６６９	２９年以上

備考　本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表１－４

特任助教、特任研究員本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学４卒以後）
1	３３９,０００	１,９５５	１年以下
2	３７１,０００	２,１４０	２～３年
3	４００,０００	２,３０７	４～５
4	４３７,０００	２,５２１	６～７年
5	４５７,０００	２,６３６	８～９年
6	４７８,０００	２,７５７	１０～１２年

7	４９７,０００	２,８６７	１３～１５年
8	５１４,０００	２,９６５	１６～１８年
9	５２７,０００	３,０４０	１９～２１年
１０	５３６,０００	３,０９２	２２～２４年
１１	５４５,０００	３,１４４	２５～２７年
１２	５５２,０００	３,１８４	２８～３０年
１３	５５８,０００	３,２１９	３１年以上

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、次の各号の範囲内で決定する。
（１）　特任研究員　　１号数から９号数
（２）　特任助教　　１号数から 13 号数

別表１－５
特任専門員本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（高校卒以後）
1	３９５,０００	２,２７８	１６年以下
2	４３２,０００	２,４９２	１７～１９年
3	４６８,０００	２,７００	２０～２２年
4	５０３,０００	２,９０１	２３～２５年
5	５２９,０００	３,０５１	２６～２８年
6	５４３,０００	３,１３２	２９～３１年
7	５５４,０００	３,１９６	３２～３４年
8	５６３,０００	３,２４８	３５～３７年
9	５６７,０００	３,２７１	３８年以上

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表１－６
特任専門職員本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年　（高校卒以後）
1	３３６,０００	１,９３８	１２年以下
2	３６９,０００	２,１２８	１３～１５年
3	４０３,０００	２,３２５	１６～１８年
4	４３５,０００	２,５０９	１９～２１年
5	４６４,０００	２,６７６	２２～２４年
6	４８４,０００	２,７９２	２５～２７年
7	４９５,０００	２,８５５	２８～３０年
8	５０４,０００	２,９０７	３１～３３年
9	５１１,０００	２,９４８	３４～３６年
１０	５１５,０００	２,９７１	３７年以上

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表１－７

特任医療技術職員本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学４卒以後）
１	２７０,０００	１,５５７	１年未満
２	２９８,０００	１,７１９	１～３年
３	３２７,０００	１,８８６	４～６年
４	３５５,０００	２,０４８	７～９年
５	３８１,０００	２,１９８	１０～１２年
６	４２１,０００	２,４２８	１３～１５年
７	４６２,０００	２,６６５	１６～１８年
８	４９３,０００	２,８４４	１９～２１年
９	５０４,０００	２,９０７	２２～２４年
１０	５５３,０００	３,１９０	２５～２７年
１１	５９１,０００	３,４０９	２８～３０年
１２	６０１,０００	３,４６７	３１～３３年
１３	６０６,０００	３,４９６	３４年以上
１４	６３４,０００	３,６５７	学長が認めた場合
１５	６６２,０００	３,８１９	学長が認めた場合
１６	６９０,０００	３,９８０	学長が認めた場合
１７	７１８,０００	４,１４２	学長が認めた場合
１８	７４６,０００	４,３０３	学長が認めた場合

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、１号数から 13 号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14 号数から 18 号数までの範囲内で決定することができる。

別表１－８

特任看護職員本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学４卒以後）
１	２７６,０００	１,５９２	１年未満
２	３１３,０００	１,８０５	１～３年
３	３５４,０００	２,０４２	４～６年
４	３７７,０００	２,１７５	７～９年
５	４０８,０００	２,３５３	１０～１２年
６	４５６,０００	２,６３０	１３～１５年
７	４９１,０００	２,８３２	１６～１８年
８	５１８,０００	２,９８８	１９～２１年
９	５５３,０００	３,１９０	２２～２４年
１０	６０２,０００	３,４７３	２５～２７年
１１	６２９,０００	３,６２８	２８～３０年
１２	６４６,０００	３,７２６	３１～３３年
１３	６５４,０００	３,７７３	３４年以上
１４	６８６,０００	３,９５７	学長が認めた場合
１５	７１８,０００	４,１４２	学長が認めた場合

１６	７５０,０００	４,３２６	学長が認めた場合
１７	７８２,０００	４,５１１	学長が認めた場合
１８	８１４,０００	４,６９６	学長が認めた場合

備考　本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、１号数から13号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14号数から18号数までの範囲内で決定することができる。

附　則（平成24年４月25日規則第８号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 24 年５月１日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成24年４月１日から適用する。

（常勤特任職員の本給月額等の減額支給等）

第２条　この規則の施行日から平成26年３月31日までの間（以下「特例期間」という。）、常勤特任職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　本給月額　特任職員給与規則第３条第１号に掲げる本給表の適用を受ける常勤特任職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

職名	割合
特任教授	100分の9.77
特任准教授	100分の7.77
特任講師	100分の7.77
特任助教、特任研究員	100分の4.77
特任専門員	100分の7.77
特任専門職員	100分の7.77
特任医療技術職員	100分の7.77
特任看護職員	100分の7.77

２　特例期間においては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第９号）附則第２条第２項の規定は、非常勤特任職員には適用しないものとする。

（診療従事調整手当）

第３条　特例期間においては、常勤特任職員に次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ各号に定める額を診療従事調整手当として支給する。

(1)　本給月額　当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、特任職員給与規則第３条第２項を適用する常勤特任職員においては、改正職員給与規則附則第４条第１項を適用するものとする。

改正理由

１　手術実施手当及び手術部看護手当の新設

２　国立大学法人高知大学職員給与規則の引き下げに伴う本給及び時間給の減額改定

３　平成24年５月１日から平成26年３月末までの間に支給する常勤特任職員の本給月額及びそれに連動した手当の減額改定

４　診療従事調整手当の新設

国立大学法人高知大学規則第９号

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年４月 25 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（平成 16 年規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号及び第２号中「小児科病院群輪番制手当」の次に「、手術実施手当、手術部看護手当」を加える。

第４条第１項表給与の種類の欄２諸手当中「小児科病院群輪番制手当」の次に「、手術実施手当、手術部看護手当」を加える。

第 13 条の２第１項中「非常勤職員」を、「非常勤職員（医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生））」に改める。

第 14 条中「特殊勤務手当細則第 16 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める医師夜間診療手当を支給する」を、「正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事した場合は、医師夜間診療手当を支給する」に改め、同条の次に次の１項を加える。

２　前項の手当の額は、業務１回あたり 15,000 円とする。

第 15 条の５の次に次の２条を加える。

（手術実施手当）

第 15 条の６　非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の４に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術実施手当を支給する。

（手術部看護手当）

第 15 条の７　非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の５に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術部看護手当を支給する。

附　則（平成 24 年４月 25 日規則第９号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成 24 年５月１日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成 24 年４月１日から適用する。

（フルタイム職員の日給額等の減額支給等）

第２条　この規則の施行日から平成 26 年３月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、フルタイム職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　日給額　日給額の支給に当たっては、日給額から、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

職種	割合
事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）	100 分の 4.77
医療補佐員（看護助手、薬剤助手、エックス線助手、検査助手、医療機器操作（運転）員、医療技術補助員）、技能補佐員	100 分の 4.77
臨時用務員	100 分の 4.77

教務補佐員	100分の4.77
研究員（研究機関研究員・開発支援研究員（ポスドク）以外の者）	100分の4.77
医療補佐員（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士）	100分の4.77
学校薬剤師	100分の4.77
医療補佐員（准看護師）	100分の4.77
医療補佐員（看護師、助産師）	100分の4.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員　＜助教相当＞	100分の4.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員　＜講師相当＞	100分の7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員　＜准教授相当＞	100分の7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員　＜教授相当＞	100分の9.77

(2)　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(3)　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

2　特例期間においては、非常勤職員給与規則第９条の４及び第16条から第18条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、非常勤職員給与規則第９条の３の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、日給額を１日平均所定勤務時間で除して得た額（以下「勤務１時間当たりの給与減額分」という。）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（診療従事調整手当）

第３条　特例期間においては、次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ当該各号に定める額を診療従事調整手当として~~を~~支給する。

(1)　日給額　日給額の支給に当たっては、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、事務補佐員（診療情報管理士）、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）については、月額7,000円を支給する。その場合において、非常勤職員給与規則第９条の４、第９条の５、第22条及び第23条に該当するときは、それぞれ同条の規定を適用して得た額とする。

職種	割合
技能補佐員（医学部附属病院に所属する調理師に限る。）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する准看護師）	100分の4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する看護師及び助産師）	100分の4.77

(2)　期末手当　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(3)　勤勉手当　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(4)　超過勤務手当　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第16条に規定する給与１時間当たりの給与額を「勤務１時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額

(5)　休日給　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第17条に規定する給与１時間当たりの給与額を「勤務１時間当たりの給与減額分」と読み替えて同

条の規定により得た額

(6)　夜勤手当　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第 18 条に規定する給与１時間当たりの給与額を「勤務１時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額

２　第３条第１項第１号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則　９条の４の規定を適用する場合は、第２条第２項は適用しない。

改正理由

１　手術実施手当及び手術部看護手当の新設

２　非常勤職員及び特任職員にかかる規定の整理

３　平成 24 年５月１日から平成 26 年３月末までの間、フルタイム職員に支給する給与のうち本給月額及びそれに連動した手当等の減額改定

４　診療従事調整手当の新設

国立大学法人高知大学規則第 10 号

高知大学医学部附属病院諸料金規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年５月８日

国立大学法人高知大学長　脇口　宏

高知大学医学部附属病院諸料金規則の一部を改正する規則

高知大学医学部附属病院諸料金規則（平成 16 年規則第 273 号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）保険適用外料金≪評価療養≫（１）先進医療から次の二つを削除する。

ＣＤ－ＤＳＴ法による抗がん剤感受性試験

１回につき　86,000 円

腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術

１回につき　995,000 円

別表第６（第２条関係）を削除する。

附　則（平成 24 年５月８日規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年５月８日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

改正理由

平成 24 年度診療報酬改定に伴い保険収載された先進医療について、諸料金規則から削除する

国立大学法人高知大学規則第 11 号

国立大学法人高知大学岡豊事業場の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年５月 23 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学岡豊事業場の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学岡豊事業場の勤務時間等に関する規則（平成 16 年４月１日規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表２（第４条関係）を次のように改める。

別表２（第４条関係）

区分			適用職員	始業時刻	終業時刻	休憩時刻
一	日勤	A8	医学部附属病院臨床検査業務に従事する職員	午前８時30分	午後５時15分	午後０時00分から午後１時00分まで
	深夜	B8		午後５時15分	午前０時00分	午後９時15分から午後10時00分まで
				午前６時45分	午前８時30分	
	午前半日	C4		午前８時30分	午後０時30分	
		C4´		午前８時30分	午後０時15分	
	午後半日	D4		午後１時15分	午後５時15分	
		D4´		午後１時15分	午後５時00分	
	早出	E8		午前７時00分	午後３時45分	午前11時00分から午後０時00分まで
二	日勤	A8	医学部附属病院診療放射線業務に従事する職員	午前５時30分	午後２時15分	午前８時30分から午前９時30分まで
	日勤	B8		午前７時00分	午後３時45分	午後０時00分から午後１時00分まで
	日勤	C8		午前８時30分	午後５時15分	午後０時00分から午後１時00分まで
	日勤	D8		午前９時45分	午後６時30分	午後１時00分から午後２時00分まで
	夜勤	E8		午後５時15分	午前０時00分	午後21時15分から午後22時00分まで
				午前６時45分	午前８時30分	
	午前半日４	F4		午前８時30分	午後０時30分	
	午前半日３	F3		午前８時30分	午後０時15分	
	午後半日４	G4		午後１時15分	午後５時15分	
	午後半日３	G3		午後１時30分	午後５時15分	
	日勤	H7		午前８時30分	午後４時15分	午後０時00分から午後１時00分まで
	日勤	J7		午前８時30分	午後４時30分	午後０時00分から午後１時00分まで

三	日勤	A8	医学部附属病院薬剤業務に従事する職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	日勤 深夜	B16		午前8時30分	午前0時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
				午前6時30分	午前8時30分	午後5時15分から 午後6時15分まで
	深夜	C16		午後3時00分	午前8時30分	午後7時00分から 午後8時00分まで
						午前5時00分から 午前6時00分まで
四	日勤	A8	医学部附属病院患者に対する栄養管理の業務に従事する職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	遅出	B9		午前10時00分	午後8時00分	午後1時00分から 午後2時00分まで
	早出	C7		午前8時00分	午後3時30分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	半日直	D5		午前8時00分	午後0時30分	
	日直	E11		午前8時00分	午後8時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	遅出	F5		午後0時15分	午後5時15分	
五	日勤	A8	医学部附属病院患者に対する調理及び配膳の業務に従事する職員	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	早出	C8		午前5時00分	午後2時00分	午前8時15分から 午前8時30分まで
						午後0時15分から 午後1時00分まで
	遅出	G8		午前11時00分	午後8時00分	午後0時00分から 午後1時00分まで
六	日勤	A8	医学部附属病院で卒後臨床研修を行う医師(小児科研修を選択した者に限る。)	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで
	輪番	R8		午前5時30分	午後2時15分	午後0時00分から 午後1時00分まで

附　則（平成24年5月23日規則第11号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

改正理由

岡豊事業場における勤務時間について、勤務割振りパターンの追加および業務内容の

変更に伴う勤務時間の割振りに変更するため。

国立大学法人高知大学規則第12号

高知大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年５月23日

国立大学法人高知大学長　脇 口　宏

高知大学学則の一部を改正する規則

高知大学学則（平成19年規則第74号）の一部を次のように改正する。

第59条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

附　則（平成24年５月23日規則第12号）

この規則は、平成24年５月23日から施行する。

改正理由

学校教育法施行規則の改正によって、外国の大学等において博士論文研究基礎力審査に合格した者が博士課程の入学資格に追加されたことによる改正

国立大学法人高知大学規則第13号

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年５月23日

国立大学法人高知大学長　脇　口　宏

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則の一部を改正する規則

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則（平成16年規則第146号）の一部を次のように改正する。

第11条の２中「大学院学生（研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）の学業等成績優秀者」を「学業等成績優秀な学生」に改める。

附　則（平成24年５月23日規則第13号）

この規則は、平成24年５月23日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

改正理由

従来の大学院学生の学業等成績優秀者に対する授業料免除枠に加え、新たに学部学生と大学院学生の卓越した成績優秀者の授業料免除枠を設けるため。

国立大学法人高知大学規則第14号

高知大学総合情報センター（図書館）文献複写規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年５月29日

国立大学法人高知大学長　脇　口　宏

高知大学総合情報センター（図書館）文献複写規則の一部を改正する規則

高知大学総合情報センター（図書館）文献複写規則（平成16年規則第305号）の一部を次のように改正する。

別表（第４条関係）文献複写料金を次のように改める。

種　別	規　格	１枚当たりの単価	
		学内者	学外者
電子複写方式（白黒）	Ａ３版以下	20円	35円
電子複写方式（カラー）		30円	70円

附　則（平成24年５月29日規則第14号）

この規則は、平成24年６月１日から施行する。

改正理由

今年度から図書資料の複写用にカラー複写機を導入しており、文献複写のカラー複写料金を定め、カラー複写を可能とし、サービスの向上を図るため規則を改正する。

国立大学法人高知大学規則第15号

国立大学法人高知大学宿舎規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年５月25日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学宿舎規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学宿舎規則（平成16年４月１日規則第98号）の一部を次のように改正する。

附　則（平成24年５月25日規則第15号）

（施行日）

第１条　この規則は、平成24年５月25日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

（経過年数による使用料の調整）

第２条　規則第15条第１項の規定にかかわらず、平成23年度以降の経過年数については、当分の間、国家公務員宿舎法施行規則第14条第1項の規定を準用しないものとする。

改正理由

本学の所有する職員宿舎建物の経年による老朽改善及び耐震基準を満たしていない職員宿舎建物への耐震改修工事など計画的な宿舎整備計画を実施し、職員宿舎を長期的に維持していくため、当分の間、現時点の宿舎使用料を維持し、５年経過ごとの宿舎使用料の減額改定を行わないこととするため。

なお、改正については、宿舎住民に対し、宿舎整備計画の計画内容及び財源確保などについて説明を行い、了承を得たうえで実施する。

国立大学法人高知大学規則第16号

高知大学評価本部規則を廃止する規則を次のように定める。

平成24 年６月13日

国立大学法人高知大学長　　脇　口　　宏

高知大学評価本部規則を廃止する規則

高知大学評価本部規則（平成16年規則第395号）は、廃止する。

附　則（平成24年６月13日規則第16号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

高知大学評価本部を廃止するため。

国立大学法人高知大学規則第17号

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月12日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則

高知大学医学部附属病院規則（平成16年規則第239号）の一部を次のように改正する。

第４条の第１項中「神経科精神科」を「精神科」に改める。

附　則（平成24年６月12日規則第17号）

この規則は、平成24年６月12日から施行し、平成24年６月１日から適用する。

改正理由

医学部附属病院における診療科を「神経科精神科」から「精神科」に変更したため

国立大学法人高知大学規則第18号

高知大学医学部附属病院諸料金規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月12日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学医学部附属病院諸料金規則の一部を改正する規則

高知大学医学部附属病院諸料金規則（平成16年規則第273号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）保険適用外料金第27号から第39号までをそれぞれ１つ繰り下げ、第26号の次に次の１号を付け加える。

(27)　脂肪冷却溶解用セット

１組　　14,175円

附　則（平成24年６月12日規則第18号）

この規則は、平成24年６月12日から施行する。

改正理由

皮膚科において、美容形成領域の自由診療として脂肪冷却溶解術を実施するにあたり、消耗材料について保険適用外料金を設定するため

国立大学法人高知大学規則第19号

高知大学医学部環境・安全委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月５日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学医学部環境・安全委員会規則の一部を改正する規則

高知大学医学部環境・安全委員会規則（平成16年規則第213号）の一部を次のように改正する。

第３条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第９号を第11号とし、第８号を第10号とし、

第７号を第８号とし、同号の次に次の１号を加える。
(９)施設管理課長
第３条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。
(６)医学部・病院事務部長

附　則（平成24年６月５日規則第19号）

この規則は、平成24年６月５日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

改正理由

岡豊キャンパスの事務方の統括者として医学部・病院事務部長を、また平成24年度から施設管理課が新設されたため施設管理課長を、それぞれ委員として加えることとした

国立大学法人高知大学規則第20号

国立大学法人高知大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月15日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学事務組織規則（平成22年規則第105号）の一部を次のように改正する。

第18条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

平成24年６月30日を以って、評価本部が廃止されることに伴う改正

国立大学法人高知大学規則第21号

高知大学企画戦略機構会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　　脇　口　　宏

高知大学企画戦略機構会議規則の一部を改正する規則

高知大学企画戦略機構会議規則（平成16年規則第393号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号「評価本部長」を「評価改革機構長」に改める。

附　則（平24年６月27日規則第21号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

平成24年６月30日付で評価本部が廃止されることに伴う改正。

国立大学法人高知大学規則22号

高知大学人事委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　　脇　口　　宏

高知大学人事委員会規則の一部を改正する規則

高知大学人事委員会規則（平成16年規則第400号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号「評価本部長」を「評価改革機構長」に改める。

附　則（平成24年６月27日規則第22号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

平成24年６月30日付で評価本部が廃止されることに伴う改正。

国立大学法人高知大学規則23号

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　　脇　口　　宏

国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学職員給与規則（平成16年規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表３－１（第23条第１項関係）中

「

評価本部	評価本部長	８種

」

を削る。

附　則（平成24年６月27日規則第23号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

平成24年６月30日付で評価本部が廃止されることに伴う改正。

国立大学法人高知大学規則第24号

高知大学学士課程入学試験委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学学士課程入学試験委員会規則の一部を改正する規則

高知大学学士課程入学試験委員会規則（平成16年規則第343号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第８号を第10号とし、第７号を第９号とし、第６号を第７号とし、同号の次に次の１号を加える。

(8)　入試企画実施機構委員のうち土佐さきがけプログラム運営委員会から選出された者

第３条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　土佐さきがけプログラム運営委員会委員長

附　則（平成24年６月27日規則第24号）

この規則は、平成24年７月１日から施行する。

改正理由

土佐さきがけプログラムの入試関連事項について、審議、報告するために、「土佐さきがけプログラム運営委員会委員長」と「入試企画実施機構委員のうち土佐さきがけプログラム運営委員会から選出された者」を委員に加えるものである。

国立大学法人高知大学規則第25号

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　脇 口　宏

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（平成16年規則第83号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「前期」を「１学期」に「後期」を「２学期」に改め、同条第２項中「前期にあっては４月」を「１学期にあっては５月」に、「後期にあっては10月」を「２学期にあっては11月」に改め、同条第３項中「後期授業料の徴収時期前に後期分授業料」を「２学期分授業料の徴収時期前に２学期分授業料」に改め、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、授業料の徴収期限までに休学を願い出ようとする者の当該学期における授業料が未納の場合は、休学しようとする期間に係る授業料を除く額を、休学を願い出るときに徴収することができるものとする。

第５条の見出しを「(入学の時期が学期の中途である場合における授業料の額及び徴収方法)」と改め、同条中「徴収の時期後である場合に前期又は後期」を「学期の中途である場合に１学期又は２学期」に、「次の徴収の時期前まで」を「次の学期の始まる前まで」に改める。

第６条中「前期」を「１学期」に、「後期」を「２学期」に、「次の徴収の時期前まで」を「次の学期の始まる前まで」に改める。

第７条中「当該学年の始めの月」を「各学期の徴収の時期」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、卒業又は課程を修了する月が当該学期の徴収の時期前であるときは、卒業又は課程を修了する日の属する月に徴収するものとする。

第８条中「後期の徴収の時期前」を「２学期が始まる前まで」に改める。

第12条第１号中の「前期分」を「１学期分」に、「後期分」を「２学期分」に、「後期分授業料の徴収時期前」を「２学期が始まる前まで」に改める。

附　則（平成24年６月27日規則第25号）

この規則は、平成24年10月１日から施行する。

改正理由

１．授業料の徴収時期の変更に伴う改正
２．用語の整理
３．休学願に伴う未納分授業料の徴収についての明記

国立大学法人高知大学規則第26号

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　　脇　口　　宏

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則の一部を改正する規則

高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則（平成16年規則第146号）の一部を次のように改正する。

第16条第１号中「５月１日」を「６月１日」に改め、同条第２号中「11月１日」を「12月１日」に改める。

附　則（平成24年６月27日規則第26号）

この規則は、平成24年10月１日から施行する。

改正理由

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の一部改正に伴う改正

国立大学法人高知大学規則第27号

高知大学研究生規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　脇 口　宏

高知大学研究生規則の一部を改正する規則

高知大学研究生規則（平成23年規則第108号）の一部を次のように改正する。

第11条中「当該期間における当初の月」を「国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（以下「費用規則」という。）第４条第２項に定める徴収時期」に改め、同条に後段として次のように加える。

ただし、入学の時期が徴収の時期後である場合には、入学の日の属する月に納付するものとする。

（検定料、入学料及び授業料）

第12条中「国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則に」を「費用規則の」に改める。

附　則（平成24年６月27日規則第27号）

この規則は、平成24年10月１日から施行する。

改正理由

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の改正に伴う条文の見直し及び語句の修正

国立大学法人高知大学規則第28号

高知大学科目等履修生規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年６月27日

国立大学法人高知大学長　脇 口　宏

高知大学科目等履修生規則の一部を改正する規則

高知大学科目等履修生規則（平成23年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第９条中「当該期間における当初の月」を「国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則（以下「費用規則」という。）第４条第２項に定める徴収時期」に改め、同条に後段として次のように加える。

ただし、入学の時期が徴収の時期後である場合には、入学の日の属する月に納付するものとする。

第10条中「国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則」を「費用規則」に改める。

附　則（平成24年６月27日規則第28号）

この規則は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

改正理由

国立大学法人高知大学における授業料等費用に関する規則の改正に伴う条文の見直し及び語句の修正

国立大学法人高知大学規則第 29 号

高知大学国際交流基金管理委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年６月 27 日

国立大学法人高知大学長　脇　口　　宏

高知大学国際交流基金管理員会規則の一部を改正する規則

高知大学国際交流基金管理委員会規則(平成 18 年規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

第６条第２項の次に次の１項を加える。

３　委員が都合により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

附　則（平成 24 年６月 27 日規則第 29 号）

この規則は、平成 24 年６月 27 日から施行する。

改正理由

委員の代理出席を可能とするため

国立大学法人高知大学規則第 119 号

国立大学法人高知大学事務組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年３月 30 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

国立大学法人高知大学事務組織規則等の一部を改正する規則

（国立大学法人高知大学事務組織規則の一部改正）

第１条　国立大学法人高知大学事務組織規則（平成 22 年規則第 105 号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「会計課」の次に「、施設管理課」を加える。

第 13 条の次に次の１条を加える。

（専門員）

第 13 条の２　第４条に定める課又は第５条に定める室に、専門員を置くことができる。

２　専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。

第 18 条中

「(8)　法人が加盟する団体との連絡調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(9)　評価本部に関すること。

(10)　中期目標、中期計画及び年度計画に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(11)　国立大学法人評価委員会及び認証評価機関が行う評価に関すること。

(12)　大学教員の自己点検・自己評価及び組織評価に関すること。

(13)　その他大学評価に関すること。

(14)　広報の企画及び実施に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(15)　全学的事項に係る広報物の作成に関すること。

(16)　公式ホームページに関すること。
(17)　諸催事等の情報収集及び提供に関すること。
(18)　学章及び大学名称の使用に関すること。
(19)　その他広報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(20)　事務局の業務改善に関すること。
(21)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。」

を

「(8)　法人が加盟する団体との連絡調整に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(9)　評価改革機構に関すること。
(10)　評価本部に関すること。
(11)　中期目標、中期計画及び年度計画に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(12)　国立大学法人評価委員会及び認証評価機関が行う評価に関すること。
(13)　大学教員の自己点検・自己評価及び組織評価に関すること。
(14)　その他大学評価に関すること。
(15)　広報の企画及び実施に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(16)　全学的事項に係る広報物の作成に関すること。
(17)　公式ホームページに関すること。
(18)　諸催事等の情報収集及び提供に関すること。
(19)　学章及び大学名称の使用に関すること。
(20)　その他広報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(21)　事務局の業務改善に関すること。
(22)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。」

に改める。

第19条中

「(19)　教員の出張、研修、休暇、勤務時間管理、その他服務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(20)　附属学校園に係る事務に関すること。
(21)　その他教育研究部に関すること。
(22)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(23)　その他他の課の所掌に属しない事務に関すること。」

を

「(19)　教員の出張、研修、休暇、勤務時間管理、その他服務に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(20)　朝倉地区の学部・大学院及び学系における予算に関すること。
(21)　朝倉地区の学部・大学院及び学系における経理処理の支援に関すること。
(22)　附属学校園に係る事務に関すること。
(23)　その他教育研究部に関すること。
(24)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(25)　その他他の課の所掌に属しない事務に関すること。」

に改める。

第20条中

「(21)　職場環境の安全衛生に関すること。
(22)　その他役員・職員の安全衛生に関すること。
(23)　倫理・人権・苦情処理・ハラスメントに関すること。
(24)　男女共同参画に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(25)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(26)　その他人事に関すること。」

を

「(21)　職場環境の安全衛生に関すること。
(22)　安全・安心機構の事務に関すること。
(23)　その他役員・職員の安全衛生に関すること。
(24)　倫理・人権・苦情処理・ハラスメントに関すること。
(25)　男女共同参画に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(26)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(27)　その他人事に関すること。」

に改める。

第21条中

「(31)　附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターに係る事務に関すること。
(32)　海洋コア総合研究センターに係る事務に関すること。
(33)　総合研究センター（遺伝子実験施設）に係る事務に関すること。
(34)　海洋コア総合研究センターにおける独立行政法人海洋研究開発機構との連絡・調整に関すること。
(35)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。」

を

「(31)　附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターに係る事務に関すること。
(32)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。」

に改める。

第22条中

「(8)　朝倉地区の学部・大学院及び学系における予算に関すること。
(9)　朝倉地区の学部・大学院及び学系における経理処理の支援に関すること。
(10)　財務分析に関すること。
(11)　資金の運用・計画に関すること。
(12)　会計書類の照査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(13)　外部資金に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(14)　財務会計システムの総括事務に関すること。
(15)　所掌に係る諸会議に関すること。
(16)　企画戦略機構経営・管理推進本部の事務に関すること。
(17)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(18)　その他財務部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

を

「(8)　財務分析に関すること。
(9)　資金の運用・計画に関すること。
(10)　会計書類の照査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(11)　外部資金に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(12)　財務会計システムの総括事務に関すること。
(13)　所掌に係る諸会議に関すること。
(14)　企画戦略機構経営・管理推進本部の事務に関すること。
(15)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(16)　その他財務部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

に改める。

第24条中

「(9)　施設環境の維持保全及び環境整備・環境保全に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(10)　建築環境及び設備環境に係る補修工事に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(11)　保全に関する諸法令に基づく届出に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(12)　エネルギーの管理・運用に関すること。
(13)　不動産に係る法人財産の事務に関すること。
(14)　職員宿舎に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。」

を

「(9)　施設環境の維持保全及び環境整備・環境保全に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(10)　建築環境及び設備環境に係る補修工事に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(11)　保全に関する諸法令に基づく届出に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(12)　エネルギーの管理・運用に関すること。
(13)　不動産に係る法人財産の事務に関すること。
(14)　職員宿舎に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。」

に改める。

第25条中

「(1)　工事の実施計画に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(2)　建築工事、土木工事及び設備工事の設計並びに積算に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(3)　建築工事、土木工事及び設備工事の施工管理並びに検査に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(4)　建築環境及び設備環境に係る改修工事に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(5)　工事に関する諸法令に基づく届出に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
(6)　その他学内施設に係る技術的事項に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。」

を

「(1)　工事の実施計画に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(2)　建築工事、土木工事及び設備工事の設計並びに積算に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(3)　建築工事、土木工事及び設備工事の施工管理並びに検査に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(4)　建築環境及び設備環境に係る改修工事に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(5)　工事に関する諸法令に基づく届出に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。
(6)　その他学内施設に係る技術的事項に関すること（施設管理課の所掌に属するものを除く。）。」

に改める。

第26条中

「(3)　受託研究及び寄附金に関すること。
(4)　科学研究費補助金に関すること。
(5)　学術団体等の助成事業等に関すること。
(6)　助成事業に係る研究者の派遣及び受入れに関すること。
(7)　総合研究センターに関すること。
(8)　放射性同位元素に関すること。
(9)　企画戦略機構研究推進本部の事務に関すること。
(10)　学術研究推進機構に関すること。
(11)　高知大学研究拠点に関すること。
(12)　所掌に係る諸会議に関すること。
(13)　外国人研究者の受入れに関すること。
(14)　安全保障輸出管理に関すること。
(15)　所掌事務に関する調査、統計及び報告に関すること。
(16)　その他研究協力及び研究助成に関すること。
(17)　その他研究協力部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

を

「(3)　受託研究に関すること。
(4)　寄附金に関すること。
(5)　科学研究費補助金に関すること。
(6)　学術団体等の助成事業等に関すること。
(7)　助成事業に係る研究者の派遣及び受入れに関すること。
(8)　総合研究センターに関すること。
(9)　海洋コア総合研究センターに関すること。
(10)　放射性同位元素に関すること。
(11)　企画戦略機構研究推進本部の事務に関すること。
(12)　学術研究推進機構に関すること。
(13)　高知大学研究拠点に関すること。
(14)　若手研究者評価支援機構に関すること。
(15)　所掌に係る諸会議に関すること。
(16)　外国人研究者（短期研究員）の受入れに関すること。
(17)　安全保障輸出管理に関すること。
(18)　所掌事務に関する調査、統計及び報告に関すること。
(19)　その他研究協力及び研究助成に関すること。
(20)　その他研究協力部の所掌事務で他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

に改める。

第32条中

「(42)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(43)　その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

を

「(42)　高知地域医療支援センターに関すること。
(43)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
(44)　その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。」

に改める。

第33条中

「(14)　施設環境の維持保全に関すること。
(15)　工事の実施計画に関すること。
(16)　建築工事、土木工事及び設備工事の設計及び積算に関すること。
(17)　建築工事、土木工事及び設備工事の施工管理並びに検査に関すること。
(18)　建築環境及び設備環境に係る改修並びに補修工事に関すること。
(19)　中央機械室の運転・管理及びエネルギーの管理・運用に関すること。
(20)　工事・保全に関する諸法令に基づく届出に関すること。
(21)　その他学内施設に係る技術的事項に関すること。
(22)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。　」

を

「(14)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。」

に改め、第33条の次に次の1条を加える。

（施設管理課）

第33条の2　施設管理課においては、岡豊地区に係る次の事務をつかさどる。
(1)　施設環境の維持保全に関すること。
(2)　工事の実施計画に関すること。
(3)　建築工事、土木工事及び設備工事の設計及び積算に関すること。
(4)　建築工事、土木工事及び設備工事の施工管理並びに検査に関すること。
(5)　建築環境及び設備環境に係る改修並びに補修工事に関すること。
(6)　中央機械室の運転・管理及びエネルギーの管理・運用に関すること。
(7)　工事・保全に関する諸法令に基づく届出に関すること。
(8)　その他学内施設に係る技術的事項に関すること。
(9)　所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

（国立大学法人高知大学文書処理規則の一部改正）

第2条　国立大学法人高知大学文書処理規則（平成16年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

文書担当係等

部　局　等　別　文　書　担　当　係　等			
部	文書担当係等	課・室	文書担当係等
		法人監査室	法人監査室
	法人企画課法人企画係	法人企画課	法人企画係
		秘書室	秘書室
		評価室	評価係
		広報戦略室	広報戦略係
		業務改善室	業務改善室

総務部	総務課総務係	総務課	総務係
		人文事務室	人文事務室
		教育事務室	教育事務係
			小津地区学校係
			特別支援学校係
		理学事務室	理学事務室
		人事課	労務管理係
		物部総務課	総務係
		学務室	学務係
		フィールド技術室	南国フィールド係
財務部	財務課総務係	財務課	総務係
		経理課	総括係
		施設企画課	総務係
		施設整備課	建築係
		環境整備室	環境整備室
研究協力部	研究協力課研究協力係	研究協力課	研究協力係
		海洋コア室	海洋コア係
		研究推進特別支援室	研究推進特別支援室
		学術情報課	総務管理係
		地域連携課	産学官連携係
		国際連携室	国際連携係
学務部	学務課総務係	学務課	総務係
		教育支援室	全学教育係
		学生支援課	学生支援・課外活動係
		就職室	就職支援係
		入試課	入試総務係
		入試広報室	入試広報係
医学部・病院事務部	総務企画課総務係	総務企画課	総務係
		地域医療支援室	地域医療支援係
		研究推進室	企画係
		会計課	総務係
		施設管理課	建築係
		病院再開発整備室	建築係
		学生課	総務係
		入試室	入試係
		医事課	医事係
人文学部		総務部総務課人文事務室	人文事務室
教育学部 附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校		総務部総務課教育事務室	教育事務係
			小津地区学校係
			特別支援学校係
理学部		総務部総務課理学事務室	理学事務室

医学部 　附属病院	医学部・病院事務部総務企画課	総務係
農学部	総務部物部総務課	総務係
大学院総合人間自然科学研究科	総務部学務課	総務係
黒潮圏総合科学専攻	総務部物部総務課	総務係
総合教育センター	学務部学務課	総務係
大学教育創造部門	学務部学務課	総務係
入試部門	学務部入試課	入試総務係
キャリア形成支援部門	学務部学生支援課	就職支援係
修学支援部門	学務部学生支援課	学生支援・課外活動係
総合研究センター 　海洋部門 　生命・機能物質部門 　防災部門	研究協力部研究協力課 医学部・病院事務部総務企画課研究推進室 総務部物部総務課海洋コア室	研究協力係 研究支援係 海洋コア室
国際・地域 携センター	研究協力部地域連携課	産学官連携係
地域連携・再生部門		地域連携・再生係
産学官連携部門		産学官連携係
知的財産部門		知的財産係
国際連携部門		国際連携係
総合情報センター（図書館） 　図書部門 　情報部門	研究協力部学術情報課	総務管理係
海洋コア総合研究センター	研究協力部研究協力課	海洋コア係
保健管理センター	学務部学生支援課	学生支援・課外活動係

別表第２（第６条関係）を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

文書記号

部　局　等	記　号
法人監査室	高大法監　第　号
法人企画課	高大法　第　号
秘書室	高大法秘　第　号
評価室	高大法評　第　号
広報戦略室	高大法広　第　号
業務改善室	高大法業　第　号
総務部総務課	高大総総　第　号
人文事務室	高大総総人　第　号
教育事務室	高大総総教　第　号
理学事務室	高大総総理　第　号
総務部人事課	高大総人　第　号
総務部物部総務課	高大総物　第　号
学務室	高大総物学　第　号
フィールド技術室	高大総物技　第　号
財務部財務課	高大財財　第　号
財務部経理課	高大財経　第　号

財務部施設企画課	高大財企	第	号
財務部施設整備課	高大財整	第	号
環境整備室	高大財整環	第	号
研究協力部研究協力課	高大研研	第	号
海洋コア室	高大研研コ	第	号
研究推進特別支援室	高大研研推	第	号
研究協力部学術情報課	高大研学	第	号
研究協力部地域連携課	高大研地	第	号
国際連携室	高大研地国	第	号
学務部学務課	高大学学	第	号
教育支援室	高大学学教	第	号
学務部学生支援課	高大学支	第	号
就職室	高大学支就	第	号
学務部入試課	高大学入	第	号
入試広報室	高大学入広	第	号
医学部・病院事務部総務企画課	高大医総	第	号
地域医療支援推進室	高大医総地	第	号
研究推進室	高大医総推	第	号
医学部・病院事務部会計課	高大医会	第	号
医学部・病院事務部施設管理課	高大医管	第	号
病院再開発整備室	高大医管再	第	号
医学部・病院事務部学生課	高大医学生	第	号
入試室	高大医学入	第	号
医学部・病院事務部医事課	高大医医	第	号
人文学部	高大人文	第	号
教育学部	高大教育	第	号
附属幼稚園	高大教幼	第	号
附属小学校	高大教小	第	号
附属中学校	高大教中	第	号
附属特別支援学校	高大教特	第	号
理学部	高大理学	第	号
医学部	高大医学	第	号
農学部	高大農学	第	号
大学院総合人間自然科学研究科	高大大院	第	号
黒潮圏総合科学専攻	高大大黒	第	号
総合教育センター	高大教セ	第	号
大学教育創造部門	高大教創	第	号
入試部門	高大教入	第	号
キャリア形成支援部門	高大教キ	第	号
修学支援部門	高大教修	第	号
総合研究センター	高大研セ	第	号
海洋部門	高大研海	第	号
生命・機能物質部門	高大研生	第	号
防災部門	高大研防	第	号

財務部経理課	高大財経	第	号
財務部施設企画課	高大財企	第	号
財務部施設整備課	高大財整	第	号
環境整備室	高大財整環	第	号
研究協力部研究協力課	高大研研	第	号
海洋コア室	高大研研コ	第	号
研究推進特別支援室	高大研研推	第	号
研究協力部学術情報課	高大研学	第	号
研究協力部地域連携課	高大研地	第	号
国際連携室	高大研地国	第	号
学務部学務課	高大学学	第	号
教育支援室	高大学学教	第	号
学務部学生支援課	高大学支	第	号
就職室	高大学支就	第	号
学務部入試課	高大学入	第	号
入試広報室	高大学入広	第	号
医学部・病院事務部総務企画課	高大医総	第	号
地域医療支援推進室	高大医総地	第	号
研究推進室	高大医総推	第	号
医学部・病院事務部会計課	高大医会	第	号
医学部・病院事務部施設管理課	高大医管	第	号
病院再開発整備室	高大医管再	第	号
医学部・病院事務部学生課	高大医学生	第	号
入試室	高大医学入	第	号
医学部・病院事務部医事課	高大医医	第	号
人文学部	高大人文	第	号
教育学部	高大教育	第	号
附属幼稚園	高大教幼	第	号
附属小学校	高大教小	第	号
附属中学校	高大教中	第	号
附属特別支援学校	高大教特	第	号
理学部	高大理学	第	号
医学部	高大医学	第	号
農学部	高大農学	第	号
大学院総合人間自然科学研究科	高大大院	第	号
黒潮圏総合科学専攻	高大大黒	第	号
総合教育センター	高大教セ	第	号
大学教育創造部門	高大教創	第	号
入試部門	高大教入	第	号
キャリア形成支援部門	高大教キ	第	号
修学支援部門	高大教修	第	号
総合研究センター	高大研セ	第	号
海洋部門	高大研海	第	号
生命・機能物質部門	高大研生	第	号

防災部門	高大研防	第　　号
国際・地域連携センター	高大国セ	第　　号
地域連携・再生部門	高大国地	第　　号
産学官連携部門	高大国産	第　　号
知的財産部門	高大国知	第　　号
国際連携部門	高大国連	第　　号
総合情報センター（図書館）	高大情セ	第　　号
図書部門	高大情図	第　　号
情報部門	高大情情	第　　号
海洋コア総合研究センター	高大海コ	第　　号
保健管理センター	高大保セ	第　　号

別記様式第３号（第７条関係）の引受番号及び種類の欄中「エクスパック」を「レターパック」に改める。

（国立大学法人高知大学公印規則の一部改正）

第３条　国立大学法人高知大学公印規則（平成16年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第２（第３条、第７条関係）の表中

「

高知大学医学部・病院事務部会計課長の印	20	会計課長	総務係長
高知大学医学部・病院事務部学生課長の印	20	学生課長	総務係長

」を

「

高知大学医学部・病院事務部会計課長の印	20	会計課長	総務係長
高知大学医学部・病院事務部施設管理課長の印	20	施設管理課長	電気係長
高知大学医学部・病院事務部学生課長の印	20	学生課長	総務係長

」に改める。

（国立大学法人高知大学朝倉団地交通規則の一部改正）

第４条　国立大学法人高知大学朝倉団地交通規則（平成16年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「財務部財務課」を「財務部経理課」に改める。

第６条第３項中「財務部財務課」を「財務部経理課」に改める。

様式４－２欄外注意４中「財務部財務課」を「財務部経理課」に改める。

（国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則の一部改正）

第５条　国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表２（第８条第４項、第９条第４項関係）（安全管理者及び衛生管理者を補助する者）

安全衛生事務責任者表を次のように改める。

朝倉地区	総務部人事課長　財務部債務課長　財務部施設企画課長　財務部施設整備課長 総務部物部総務課長　医学部・病院事務部総務企画課長　医学部・病院事務部会計課長　医学部・病院事務部施設管理課長
宇佐地区	
小津地区	
物部地区	
岡豊地区	

別表２（第８条第４項、第９条第４項関係）（安全管理者及び衛生管理者を補助する者）

部局安全衛生事務担当者表中

「

物部地区		総務部物部総務課総務・会計グループ

」を

「

物部地区	総合研究センター 海洋コア総合研究センター	研究協力部研究協力課海洋コア室海洋コア係
	上記以外	総務部物部総務課総務・会計グループ

」に改める。

（高知大学勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名に関する規則の一部改正）

第６条　高知大学勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名に関する規則（平成16年規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分			監督者	勤務時間管理員に指定する職名	事務の範囲
法人監査室			法人監査室長	法人監査室長	法人監査室職員の勤務時間の管理に関すること。
事務局	法人企画課		法人企画課長	法人企画課法人企画係長	法人企画課職員の勤務時間の管理に関すること。 学長事務総括本部付部長・次長・課長を含む。
	総務部	総務課	総務課長	総務課人文事務室長	総務課人文事務室職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課教育事務室教育事務係長	総務課教育事務室教育事務係職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課教育事務室小津地区学校係長	総務課教育事務室小津地区学校係職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課教育事務室特別支援学校係長	総務課教育事務室特別支援学校係職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課理学事務室長	総務課理学事務室職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課総務・法規グループ総務係長	総務課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。 総務部長を含む。
		人事課	人事課長	人事課労務管理グループ労務管理係長	人事課職員の勤務時間の管理に関すること。
		物部総務課	物部総務課長	物部総務課総務・会計グループ総務係長	物部総務課職員の勤務時間の管理に関すること。
	財務部	財務課	財務課長	財務課総務係長	財務課職員の勤務時間の管理に関すること。 財務部長を含む。
		経理課	経理課長	経理課総括係長	経理課職員の勤務時間の管理に関すること。
		施設企画課	施設企画課長	施設企画課総務係長	施設企画課職員の勤務時間の管理に関すること。
		施設整備課	施設整備課長	施設整備課機械係長	施設整備課職員の勤務時間の管理に関すること。
	研究協力部	研究協力課	研究協力課長	研究協力課研究推進特別支援係長	研究協力課研究推進特別支援室職員の勤務時間の管理に関すること
				研究協力課海洋コア室海洋コア係長	研究協力課海洋コア室職員の勤務時間の管理に関すること。
				研究協力課研究協力係長	研究協力課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。 研究協力部長を含む。
		学術情報課	学術情報課長	学術情報課医学部分館サービスグループ医学部分館サービス係長	学術情報課（岡豊事業場）職員の勤務時間の管理に関すること。
				学術情報課農学部分館サービスグループ農学部分館サービス係長	学術情報課（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関すること。
				学術情報課総務管理係長	学術情報課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
		地域連携課	地域連携課長	地域連携課地域連携グループ産学官連携係長	地域連携課職員の勤務時間の管理に関すること。
	学務部	学務課	学務課長	学務課総務グループ総務係長	学務課職員の勤務時間の管理に関すること。 学務部長を含む。
		学生支援課	学生支援課長	学生支援課就職室就職支援係長	学生支援課就職室職員の勤務時間の管理に関すること。
				学生支援課学生支援・課外活動係長	学生支援課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
		入試課	入試課長	入試課入試総務係長	入試課職員の勤務時間の管理に関すること。
	医学部・病院事務部	総務企画課	総務企画課長	総務企画課職員係長	総務企画課職員の勤務時間の管理に関すること。 医学部・病院事務部長を含む。
		会計課	会計課長	会計課総務・予算グループ総務係長	会計課職員の勤務時間の管理に関すること。

		施設管理課	施設管理課長	施設管理課電気係長	施設管理課職員の勤務時間の管理に関すること。
		学生課	学生課長	学生課総務グループ総務係長	学生課入試室以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
				学生課入試室入試係長	学生課入試室職員の勤務時間の管理に関すること。
		医事課	医事課長	医事課医事係長	医事課職員の勤務時間の管理に関すること。
人文社会科学系		人文社会科学部門	学系長	総務課人文事務室長 総務課教育事務室教育事務係長 総務課理学事務室長 物部総務課総務・会計グループ総務係長 総務企画課職員係長 研究協力課研究推進特別支援室長	学系に所属する職員の勤務時間管理に関すること。ただし、学内共同教育研究施設、海洋コア総合研究センター、保健管理センター及び共通教育実施機構の所属職員及び専任担当を命じられた職員を除く。
		教育学部門			
自然科学系		理学部門	学系長		
		農学部門			
医療学系		基礎医学部門	学系長		
		連携医学部門			
		臨床医学部門			
		医学教育部門			
		看護学部門			
総合科学系		黒潮圏科学部門	学系長		
		地域協働教育学部門			
		生命環境医学部門			
		複合領域科学部門			
教育学部		附属学校	校園長	総務課教育事務室小津地区学校係長	附属幼稚園職員の勤務時間の管理に関すること。
					附属小学校職員の勤務時間の管理に関すること。
					附属中学校職員の勤務時間の管理に関すること。
				総務課教育事務室特別支援学校係長	附属特別支援学校職員の勤務時間の管理に関すること。
医学部	医学部附属病院	検査部	部長	検査部技師長	医学部附属病院検査部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
		放射線部	部長	放射線部技師長	医学部附属病院放射線部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
		輸血部	部長	検査部技師長	医学部附属病院輸血部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
		栄養管理部	部長	副部長	医学部附属病院栄養管理部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関すること。

	上記以外の中央診療施設	病院長	総務企画課職員係長	上記以外の中央診療施設の教員以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
	薬剤部	部長	副部長	医学部附属病院薬剤部職員の勤務時間の管理に関すること。
	看護部	部長	副部長	医学部附属病院看護部職員の勤務時間の管理に関すること。
		病院長	総務企画課職員係長	医員（レジデント）、医員（指導医）、医員（病院助教）、医員（研修医）、医員(大学院生）、医員（研究生）及び診療科技術系職員の勤務時間の管理に関すること。
		医学部長	学生課総務グループ総務係長	医学部非常勤講師、学校医及び教育補助業務に従事する非常勤職員の勤務時間の管理に関すること。
		医学部長	総務企画課職員係長	医学部及び医学部附属病院の上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
農学部		農学部長	物部総務課総務・会計グループ総務係長	農学部職員の勤務時間の管理に関すること。
黒潮圏総合科学専攻		専攻長	物部総務課総務・会計グループ総務係長	黒潮圏総合科学専攻職員の勤務時間の管理に関すること。
総合教育センター		センター長	学務課総務グループ総務係長	総合教育センター（大学教育創造部門）職員の勤務時間の管理に関すること。
			学生課入試室入試係長	総合教育センター（入試部門）職員の勤務時間の管理に関すること。
			学生支援課就職室就職支援係長	総合教育センター（キャリア形成支援部門）職員の勤務時間の管理に関すること。
			学生支援課就職室就職支援係長	総合教育センター（修学支援部門）職員の勤務時間の管理に関すること。
総合研究センター		センター長	研究協力課研究推進特別支援室長	総合研究センター（「イノベーティブマリンテクノロジー研究者育成」事業関係）職員の勤務時間の管理に関すること。
			研究協力課研究協力係長	総合研究センター（朝倉事業場）職員の勤務時間の管理に関すること。
			研究協力課海洋コア室海洋コア係長	総合研究センター（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関すること。
			総務企画課職員係長	総合研究センター（岡豊事業場）職員の勤務時間の管理に関すること。
国際・地域連携センター		センター長	地域連携課地域連携グループ産学官連携	国際・地域連携センター職員の勤務時間の管理に関すること。
総合情報センター（図書館）		センター長	学術情報課総務管理係長	総合情報センター（図書館）職員の勤務時間の管理に関すること。
海洋コア総合研究センター		センター長	研究協力課海洋コア室海洋コア係長	海洋コア総合研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。
保健管理センター		所長	総務企画課職員係長	保健管理センター医学部分室の職員の勤務時間の管理に関すること。
			学生支援課学生支援・課外活動係長	保健管理センターの上記以外の職員の勤務時間の管理に関すること。
評価改革機構		機構長	法人企画課評価室評価係長	評価改革機構職員の勤務時間の管理に関すること。
共通教育実施機構		機構長	学務課総務グループ総務係長	共通教育実施機構職員の勤務時間の管理に関すること。
若手研究者評価支援機構		機構長	研究協力課研究推進特別支援室長	若手研究者評価支援機構職員の勤務時間の管理に関すること

（高知大学さきがけ志金規則の一部改正）

第７条　高知大学さきがけ志金規則（平成23年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項を次のように改める。

第11条　志金に関する事務は、学長事務総括本部付課長が担当する。

附則３を削る。

（高知大学さきがけ志金専門部会要項の一部改正）

第８条　高知大学さきがけ志金専門部会要項（平成23年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項を次のように改める。

第５条　部会に関する事務は、学長事務総括本部付課長が担当する。

附則３を削る。

（高知大学遺伝子組換え実験管理規則の一部改正）

第９条　高知大学遺伝子組換え実験管理規則（平成16年規則第75号）の一部を次のように改正する。

第22条中「研究協力部研究協力課及び総務部物部総務課」を「研究協力部研究協力課」に改める。

（国立大学法人高知大学における会計機関の補助者の指定に関する規則の一部改正）

第10条　国立大学法人高知大学における会計機関の補助者の指定に関する規則（平成16年規則第81号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条第１項関係）表中

「

財務部	経理課 総括係長	１　経理課の所掌に係契約に関する次の事務 (1)　予定価格調書案（予定価格案）の作成 (2)　業者の選定 (3)　入札の執行 (4)　検査及び検査調書の作成 ２　当該基本係の所掌に係る契約に関する事務
	財務課 総務係長	当該基本係の所掌に係る契約に関する事務

」を

「

財務部	経理課 契約グループ総括係長	1　経理課の所掌に係契約に関する次の事務 (1)　予定価格調書案（予定価格案）の作成 (2)　業者の選定 (3)　入札の執行 (4)　検査及び検査調書の作成 2　当該基本係の所掌に係る契約に関する事務
	財務課 財務管理グループ総務係長	当該基本係の所掌に係る契約に関する事務

」に、

「

施設整備課課長補佐	施設整備課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)　予定価格調書案（予定価格案）の作成 (2)　検査及び検査調書の作成

」を

「

施設整備課課長補佐 施設整備課専門員	施設整備課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)　予定価格調書案（予定価格案）の作成 (2)　検査及び検査調書の作成

」に、

「

医学部・病院事務部	会計課長 総務企画課長	当該課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 契約決議の専決 (2) 予定価格調書案（予定価格案）の作成 (3) 業者の選定 (4) 入札の執行 (5) 検査及び検査調書の作成
	会計課課長補佐 会計課施設管理室長 総務企画課課長補佐	当該課の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 予定価格調書案（予定価格案）の作成 (2) 業者の選定 (3) 入札の執行 (4) 検査及び検査調書の作成

」を

「

医 学 部・病 院 事 務部	会計課長 総務企画課長 施設管理課長	当該課の所掌に係る契約に関する次の事務 （1）契約決議の専決 （2）予定価格調書案（予定価格案）の作成 （3）業者の選定 （4）入札の執行 （5）検査及び検査調書の作成
	会計課課長補佐 総務企画課課長補佐	当該課の所掌に係る契約に関する次の事務 （1）予定価格調書案（予定価格案）の作成 （2）業者の選定 （3）入札の執行 （4）検査及び検査調書の作成

」に、

「

	会計課 調達グループ専門職員 調達グループ医学部担当係長 調達グループ外部資金担当係長 調達グループ病院担当係長 総務・予算グループ総務係長 施設管理室建築係長 施設管理室電気係長 施設管理室機械係長 総務企画課 総務グループ総務係長 研究推進室企画係長	当該基本係等の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)　図面及び仕様書の作成 (2)　予定価格調書案(予定価格算出内訳調書)の作成 (3)　予定価格調書案（予定価格案）の作成 (4)　業者選定案の作成 (5)　業者の選定 (6)　見積書の徴取 (7)　契約に係る関係書類の作成 (8)　契約書案の作成 (9)　業者への発注の連絡 (10)　請書の徴取 (11)　監督 (12)　検査調書案の作成 (13)　検査

」を

「

	会計課 　調達グループ専門職員 　調達グループ医学部担当係長 　調達グループ外部資金担当係長 　調達グループ病院担当係長 　総務・予算グループ総務係長 施設企画課 　建築係長 　電気係長 　機械係長 総務企画課 　総務グループ総務係長 　研究推進室企画係長	当該基本係等の所掌に係る契約に関する次の事務 (14) 図面及び仕様書の作成 (15) 予定価格調書案(予定価格算出内訳調書)の作成 (16) 予定価格調書案（予定価格案）の作成 (17) 業者選定案の作成 (18) 業者の選定 (19) 見積書の徴取 (20) 契約に係る関係書類の作成 (21) 契約書案の作成 (22) 業者への発注の連絡 (23) 請書の徴取 (24) 監督 (25) 検査調書案の作成 (26) 検査

」に、

「

教育研究部	教員	教育・研究及び診療上、緊急に調達しなければならない場合における物品等の発注及び検査(50万円未満に限る。ただし、競争的資金等に係るものについての検査は、契約金額が3万円未満又は緊急を要するため休日や勤務時間外に納品された物品及び遠隔地で購入し使用する物品に限る。)

」を

「

教育研究部	教員	教育・研究及び診療上、緊急に調達しなければならない場合における物品等の発注及び検査(50万円未満に限る。ただし、検査は、休日や勤務時間外に納品され使用する物品及び遠隔地で購入し使用する物品に限る。)
総務部	総務課 　人文事務室職員、教育事務室職員、理学事務室職員	人文事務室、教育事務室、理学事務室における検査(50万円未満に限る。)

」に改める。

別表第２（第２条第１項関係）表中

「

財務部	財務課 予算係長 決算係長	医学部・病院事務部以外の所掌に係る次の事務 (1)　支出契約決議の確認 (2)　予算差引一覧表の記帳
	経理課 出納グループ職員	1　収入決議書の作成 2　請求書（納付書）の作成 3　収入・支出簿の記帳 4　収入・支出に係る計算書及び報告書の作成 5　当該基本係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1)　請求書の受理 (2)　支出決議書案及び関係書類の作成

」を

「

財務部	財務課 財務管理グループ予算係長 財務戦略グループ決算係長	医学部・病院事務部以外の所掌に係る次の事務 (1)　支出契約決議の確認 (2)　予算差引一覧表の記帳
	経理課 出納グループ出納係職員	1　収入決議書の作成 2　請求書（納付書）の作成 3　収入・支出簿の記帳 4　収入・支出に係る計算書及び報告書の作成 5　当該基本係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1)　請求書の受理 (2)　支出決議書案及び関係書類の作成

に、

「

医学部・病院事務部	会計課 調達グループ専門職員 調達グループ医学部担当係長 調達グループ外部資金担当係長 調達グループ病院担当係長 施設管理室建築係長 施設管理室電気係長 施設管理室機械係長

」を

「

医学部・病院事務部	会計課 調達グループ専門職員 調達グループ医学部担当係長 調達グループ外部資金担当係長 調達グループ病院担当係長 施設管理課 建設係長 電気係長 機械係長

」に改める。

別表第３（第２条第１項関係）表中

「

財務部	経理課総括係長	ファームバンキングによる支払手続
	経理課 出納グループ職員	1　出納主任印の保管及び押印 2　当該基本係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1)　ファームバンキングによる支払手続 (2)　証拠書類の保存 3　現金、預金通帳及び有価証券の出納及び保管

」を

「

財務部	経理課契約グループ総括係長	ファームバンキングによる支払手続
	経理課 出納グループ出納係職員	1　出納主任印の保管及び押印 2　当該基本係の所掌に係る支出に関する次の事務 (1)　ファームバンキングによる支払手続 (2)　証拠書類の保存 3　現金、預金通帳及び有価証券の出納及び保管

」に改める。

別表第７（第２条第２項関係）表中

「

研究協力部 医学部・病院事務部 物部総務課	学術情報課長 会計課長 物部総務課長	全ての契約	予定価格が1,000万円を超え１億円未満	予定価格が1,000万円を超えるもの	契約金額が1,000万円以上

」を

「

研究協力部 医学部・病院事務部 物部総務課	学術情報課長 会計課長	全ての契約	予定価格が1,000万円を超え1億円未満	予定価格が1,000万円を超えるもの	契約金額が1,000万円以上
	施設管理課長	工事請負契約	予定価格が250万円を超え1億円未満		契約金額が1,000万円以上
		工事請負契約以外の契約	予定価格が300万円を超え1億円未満	全ての契約	契約金額が500万円超え
	物部総務課長	全ての契約	予定価格が1,000万円を超え1億円未満	予定価格が1,000万円を超えるもの	契約金額が1,000万円以上

」に、

「

財務部 経理課	経理課 総括係長	工事請負契約	予定価格案が300万円を超え1,000万円以下	予定価格が1,000万円以下	契約金額が1,000万円未満

」を

「

財務部 経理課	経理課 契約グループ総括係長	工事請負契約	予定価格案が300万円を超え1,000万円以下	予定価格が1,000万円以下	契約金額が1,000万円未満

」に、

「

施設整備課	課長補佐	工事請負契約	予定価格案が250万円を超え1,000万円以下（業者の選定を除く。）		契約金額が1,000万円未満

」を

「

施設整備課専門員	課長補佐	工事請負契約	予定価格案が250万円を超え1,000万円以下（業者の選定を除く。）		契約金額が1,000万円未満

」に、

「

医学部・病院事務部 物部総務課	課長補佐 施設管理室長 課長補佐	工事請負以外の契約	予定価格案が300万円を超え1,000万円以下	予定価格が1,000万円以下	契約金額が500万円を超え1,000万円未満

」を

「

医学部・病院事務部 物部総務課	課長補佐 課長補佐	工事請負以外の契約	予定価格案が300万円を超え1,000万円以下	予定価格が1,000万円以下	契約金額が500万円を超え1,000万円未満

」に、

「

医学部･病院事務部 物部総務課	調達グループ病院担当係長 施設管理室建築係長 施設管理室電気係長 施設管理室機械係長 総務・会計グループ会計課長	工事請負契約以外の契約	予定価格が300万円以下		契約金額が500万円以下

」を

「

医学部・病院事務部 施設管理課 物部総務課	調達グループ病院担当係長 建築係長 電気係長 機械係長 総務・会計グループ会計課長	工事請負契約以外の契約	予定価格が300万円以下		契約金額が500万円以下

」に、

「

教育研究部	教員				契約金額が50万円未満（ただし、競争的資金等に係るものについての検査は、3万円未満又は緊急を要するため休日や勤務時間外に納品された物品及び遠隔地で購入し使用する物品に限る。

」を

「

教育研究部	教員				契約金額が50万円未満（ただし、検査は、緊急を要するため休日や勤務時間外に納品され使用する物品及び遠隔地で購入し使用する物品に限る。

」に、

「

総務課	教育事務室小津地区学校係職員（附属特別支援学校を除く。）				

」を

「

総務課	教育事務室小津地区学校係職員（附属特別支援学校を除く。）				
総務課	人文事務室職員、教育事務室職員、理学事務室職員				人文事務室、教育事務室、理学事務室における検査(50 万円未満に限る。)

」に改める。

（国立大学法人高知大学福利厚生施設貸付規則の一部改正）

第 11 条　国立大学法人高知大学福利厚生施設貸付規則（平成 16 年規則第 92 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「樗クラブ」を「樗クラブ（学生ラウンジスペースは除く。以下同じ。)」に改める。

別記様式第１号（第５条関係）表中「樗クラブ（特別室・普通室・和室)」を「樗クラブ（特別室・普通室)」に改める。

別記様式第２号（第７条関係）表中「樗クラブ（特別室・普通室・和室)」を「樗クラブ（特別室・普通室)」に改める。

（国立大学法人高知大学自動車運用管理規則の一部改正）

第 12 条　国立大学法人高知大学自動車運用管理規則（平成 16 年規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

第３第２項中「財務部経理課物品係長」を「財務部経理課総括係長」に改める。

（国立大学法人高知大学減損会計処理要項の一部改正）

第 13 条　国立大学法人高知大学減損会計処理要項(平成 18 年規則第 66 号)の一部を次のように改正する。

第３条第２項第８号の次に次の１号を加える。

(9) 施設管理課長

第３条第４項中「財務部経理課」を「財務部施設企画課」に改める。

（国立大学法人高知大学電気工作物保安規程の一部改正）

第 14 条　国立大学法人高知大学電気工作物保安規程（平成 16 年規則第 110 号）の一部を次のように改正

する。

別表第１（第５条関係）中「会計課長」を削り、「会計課施設管理室長」を「施設管理課長」に改める。

（国立大学法人高知大学高圧ガス製造施設危害予防規則の一部改正）

第 15 条　国立大学法人高知大学高圧ガス製造施設危害予防規則（平成 16 年規則第 116 号）の一部を次のように改める。

第６条第３項「経営企画課長」を「施設管理課長」に改める。

別表（第４条関係）(1) 管理組織中「経営企画課長」を「施設企画課長」に改める。

（高知大学職業紹介業務運営規則の一部改正）

第 16 条　高知大学職業紹介業務運営規則（平成 16 年第 153 号）の一部を次のように改める。

第３条第１項を次のように改める。

（担当者及び総括）

第３条　職業紹介は、学務部学生支援課、医学部・病院事務部学生課及び総務課物部総務課学務室の担当係（以下「担当係」という。）が行う。

第４条、第６条、第７条第２項及び第 11 号中「担当グループ」を「担当係」に改める。

（高知大学医学部自衛消防隊編成内規の一部改正）

第 17 条　高知大学医学部自衛消防隊編成内規（平成 16 年規則第 227 号）の一部を次のように改める。

別表中「会計課施設管理室長」を「施設管理課長」に、「会計課施設管理室職員」を「施設管理課職員」に改める。

（高知大学遺伝子実験施設放射線障害予防規則の一部改正）

第 18 条　高知大学遺伝子実験施設放射線障害予防規則（平成 16 年規則第 365 号）の一部　　を次のように改める。

第５条第 11 項中「研究協力部研究協力課及び総務部物部総務課」を「研究協力部研究協力課」に改める。

第９条第１項及び第３項並びに第 10 条第３項中「総務部物部総務課」を「研究協力部研究協力課」に改める。

（高知大学海洋コア総合研究センター規則の一部改正）

第 19 条　高知大学海洋コア総合研究センター規則（平成 16 年規則第 355 号）の一部を次のように改める。

第 23 条中「総務部物部総務課」を「研究協力部研究協力課」に改める。

（高知大学海洋コア総合研究センター放射線障害予防規則の一部改正）

第 20 条　高知大学海洋コア総合研究センター放射線障害予防規則（平成 16 年規則第 366 号）の一部を次

のように改める。

第６条第11項、第10条第１項及び第３項並びに第11条第３項中「総務部物部総務課」を「研究協力部研究協力課」に改める。

附　則（平成24年３月30日規則第119号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

改正理由

１　事務組織改編に伴う改正

２　槫クラブの改修に伴う改正

３　字句の修正

国立大学法人高知大学規則第122号

高知大学教育学部教育実習運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年３月30日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学教育学部教育実習運営協議会規則の一部を改正する規則

高知大学教育学部教育実習運営協議会規則（平成16年規則第179号）の一部を次のように改正する。

第２条中「教育学部学生」を「教育学部学生・教育学専攻大学院生」に、「教育実習」を「教育実習等」に、改める。

第３条第１号及び第２号中「教育実習」を「教育実習等」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条　協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）教育学部長

（２）学務委員長

（３）教育実習系委員長

（４）教育実習プロジェクトメンバー

（５）教育実習プロジェクト長

（６）教育実践研究・長期インターンシッププロジェクト長

（７）附属校園長

（８）附属校園関係教員（実習担当等）

（９）その他関係教員　　若干人

２　前項の規定にかかわらず、協議会の目的を達成するために必要と認める場合には、関係者に委員を委嘱し、又は出席を依頼することができる。

第５条第１項第２号中「招集し」を「招集して」に改める。

附　則（平成24年３月30日規則第122号）

この規則は、平成24年３月30日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

改正理由

附属教育実践総合センターの組織及び運営の変更に伴う規則の改正

人　事

○人事異動

［教員］

【退職】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.5.31	廣橋　美穂		医療学系臨床医学部門　助教
	細川　卓利		医療学系臨床医学部門　講師
H24.6.30	山根　高		医療学系臨床医学部門　助教
	竹内　保		医療学系連携医学部門　准教授
H24.7.31	岡林　雄大		医療学系臨床医学部門　講師

【採用】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.5.1	原田　陽介	医療学系臨床医学部門　助教	
	具　元根	医療学系臨床医学部門　助教	
	井本　明伸	医療学系臨床医学部門　助教	
H24.6.1	山西　伴明	医療学系臨床医学部門　助教	
H24.7.1	大浦　麻絵	医療学系連携医学部門　助教	
	河瀬　成穂	医療学系臨床医学部門　助教	
	岩崎　保道	評価改革機構・評価分析室　特任教授	
	前西　繁成	総合教育センター　特任准教授	

【有期雇用】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.6.25	西山　一美	附属中学校　教諭	

【兼務】

発令年月日	氏名	兼務職	元所属・職
H24.6.25	西山　一美	附属小学校　教諭	附属中学校　教諭

［事務系職員］

【退職（復帰）】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.6.30	川村　龍市	国立大学法人宇都宮大学	財務部財務課財務戦略グループ財務戦略係係員

【採用】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.7.1	川村　龍市	財務部財務課財務戦略グループ財務戦略係係員	

［病院職員］

【辞職】

発令年月日	氏名		元所属・職
H24.5.31	松下　めぐみ		医学部附属病院　放射線部診療放射線技師
	江元　智恵子		医学部附属病院　看護部看護師
H24.6.30	甲斐中　綾		医学部附属病院　看護部看護師
	青木　真実		医学部附属病院　看護部看護師
	安藤　千恵		医学部附属病院　看護部看護師（特例看護職員）
	博田　和		医学部附属病院　看護部看護師（特例看護職員）

【採用】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.6.1	高島　陽一郎	医学部附属病院　放射線部診療放射線技師	

【採用（有期）】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.5.7	野嶋　麻衣	医学部附属病院　看護部看護師（有期）	

【昇任】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.5.1	久原　太助	医学部附属病院　検査部主任臨床検査技師	医学部附属病院　検査部臨床検査技師
	森本　徳仁	医学部附属病院　検査部主任臨床検査技師	医学部附属病院　検査部臨床検査技師

【配置換】

発令年月日	氏名	異動後の所属・職	元所属・職
H24.6.1	亀山　智代	医学部附属病院　検査部臨床検査技師	医学部附属病院　輸血部臨床検査技師
	西　満子	医学部附属病院　輸血部臨床検査技師	医学部附属病院　検査部臨床検査技師
	森本　みゆき	医学部附属病院　検査部臨床検査技師	医学部附属病院　輸血部臨床検査技師
	西原　えり子	医学部附属病院　輸血部副臨床検査技師長	医学部附属病院　検査部副臨床検査技師長

会　　議

第１７２回役員会（５月９日）

議事

審議事項

１．教育組織改革実施検討本部の設置について

２．平成 23 年度決算に係る財務諸表等の会計監査人への提出について

第１７３回役員会（５月２３日）

議事

審議事項

１．戦略的管理人員枠による採用・昇任人事について

２．大学教員人事案について

３．大学教員の採用人事について

４．平成 25 年度の大学教員人事にかかる配分ポイントについて

５．就業規則関係規則一部改正について

６．高知大学学則の一部改正について

７．高知大学授業料・寄宿寮免除及び授業料徴収猶予規則の一部改正について

８．高知大学学士課程入学試験委員会規則の一部改正について

報告事項

１．戦略的管理人員枠による採用人事の変更について

２．平成 23 年度国際交流活動について

３．平成 24 年度会計監査人候補者の選定について

４．規則の制定等について

５．その他

第１７４回役員会（６月１３日）

議事

審議事項

１．平成 23 事業年度に係る業務の実績に関する報告者（案）について

２．高知大学評価本部の廃止について

３.総合科学系諸族教員に欠員が生じた場合の人事についての申合せについて

４.大学教員の採用人事について

５.平成 23 年度決算について

６.平成 24 年度教育研究活性化経費（教育研究環境充実）の執行について

７．平成 24 年度学内補正予算（第 1 次）の編成について

８．平成 25 年度概算要求について

９．授業料納付期限の変更等について

報告事項

１．平成 24 年度会計監査人の選任について

２．その他

第１７５回役員会（６月２７日）

議事

審議事項

１．平成 23 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

２．高知大学評価本部規則の廃止等に伴う関係規則の一部改正について

３．高知大学事業継続計画（案）及び高知大学地域支援計画（案）について

４．高知大学学士課程入学試験委員会規則の一部改正について

５．平成 23 年度決算について

６．平成 24 年度教育研究活性化経費（教育研究環境充実）の執行について

７．平成 24 年度学内補正予算（第 1 次）の編成について

８．平成 25 年度概算要求について

９.授業料納付期限の変更等について

１０.高知大学国際交流基金管理委員会規則の一部改正について

１１.「国立大学法人高知大学節電実行計画」について

１２.平成 25 年度の大学教員人事にかかる配分ポイントについて

１３.大学教員人事案について

報告事項

１．高知大学教育学部附属小学校・警察連絡制度について

２．平成 23 年度学部卒業者・大学院修了者就職等進路状況について

３．知的財産権の活用状況について

４．規則の制定等について

５．その他

第１７６回役員会（７月１１日）

議事

審議事項

１．大学教員の承認人事について

報告事項

１．資金運用状況について

２．その他

第１７７回役員会（７月２５日）

議事

審議事項

１．大学教員人事案について

２．大学教員の採用人事について

３．東日本大震災により被災した平成 25 年度高知大学志願者の入学検定料の免除について

４．平成 23 年度間接経費等決算及び平成 24 年度間接経費等執行計画について

５．平成 24 年度教員研究経費（特別分）の配分について

６．国立大学法人高知大学における余裕金の運用益の活用に関する要領第４条に該当する基金について

７．平成 24 年度予備費の執行について

８．平成 24 年度業務達成基準の適用事業について

９．土佐 FBCⅡについて

報告事項

１．平成 24 年度学長裁量経費について

２．平成 24 年度入試・広報だよりについて

３．平成 24 年度科学研究費助成事業に係る申請・採択状況について

４．規則の制定等について

臨時役員会（７月３０日）

議事

審議事項

１．「高知大学創立 50 周年記念事業寄附金」及び「高知大学地域振興学術基金」の残高の活用について

第３６回経営協議会（６月２５日）

議事

審議事項

１．平成 23 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

２．高知大学事業継続計画（案）及び高知大学地域支援計画（案）について

３．就業規則関係規則の一部改正について
４．平成 25 年度の大学教員人事にかかる配分ポイントについて
５．平成 23 年度国際交流活動について
６．平成 23 年度決算について
７．平成 24 年度教育研究活性化経費（教育研究環境充実）の執行について
８．平成 24 年度学内補正予算（第 1 次）の編成について
９．平成 25 年度概算要求について
１０．授業料納付期限の変更等について
１１．平成 23 年度資金運用結果について
１２．国立大学法人高知大学学長選考会議委員の選出について
１３．その他

第５０回教育研究評議会（５月１５日）

議事

１．教育組織改革実施検討本部の設置について
２．高知大学学則の一部改正について
３．高知大学授業料・寄宿料免除及び授業料徴収猶予規則の一部改正について
４．平成 24 年度科学研究費助成事業に係る内定状況について
５．規則の制定等について

第５１回教育研究評議会（６月２５日）

議事

１．平成 23 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
２．平成 25 年度の大学教員人事に係る配分ポイントについて
３．平成 23 年度国際交流活動について
４．授業料納付期限の変更等について
５．高知大学学士課程入学試験委員会規則の一部改正について
６．平成 23 年度学部卒業者・大学院修了者就職等進路状況について
７．教育組織改革実施検討本部について
８．規則の制定等について
９.その他

平成２４年度　　第２回入試企画実施機構会議（５月７日）

議題

審議事項

1．平成 25 年度入学者選抜に関する要項（案）について（継続）

2．平成 25 年度学生募集要項（案）（推薦入試Ⅰ）について（継続）

3．平成 25 年度学生募集要項（案）（私費外国人留学生（学部学生））について（継続）

4．平成 25 年度学生募集要項（案）（社会人入試）について（継続）

5．平成 25 年度編入学学生募集要項（理学部）変更（案）について

6．平成 25 年度「土佐さきがけプログラム」スポーツ人材育成コースの選考に関する要項（案）について（継続）

7．平成 24 年度進学担当者説明会について

8．入学資格審査の方法について

9．その他

報告事項

1．各学部からの平成 24 年度入試実施状況の総括について

2．その他

平成２４年度　　第３回入試企画実施機構会議（メール会議）（５月１６日）

議題

審議事項

1．平成 25 年度入学者選抜に関する要項について

平成２４年度　　第４回入試企画実施機構会議（６月４日）

議題

審議事項

1．平成 25 年度学生募集要項（案）（一般入試）について

2．平成 25 年度学生募集要項（案）（推薦入試Ⅱ）について

3．平成 25 年度「土佐さきがけプログラム」グリーンサイエンス人材育成コース学生募集要項（案）（推薦入試Ⅱ）について

4．その他

報告事項

1．全国大学入学者選抜研究連絡協議会第７回大会の報告について

2．「平成 25 年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」及び「平成 26 年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出願教科・科目の出題方法等」について

3．平成 21 年度告示高等学校学習指導要領に対応した平成 28 年度大学入試センター試験からの出題教科・科目等について（最終まとめ）について

４．平成 22 年度以降の国立大学の入学者選抜制度－国立大学協会の基本方針－について

５．その他

平成２４年度　　第５回入試企画実施機構会議（７月２日）

議題

審議事項

１．平成 25 年度学生募集要項（案）（一般入試）について（継続）

２．平成 25 年度学生募集要項（案）（推薦入試Ⅱ）について（継続）

３．平成 25 年度「土佐さきがけプログラム」グリーンサイエンス人材育成コース学生募集要項（案）（推薦入試Ⅱ）について（継続）

４．平成 25 年度「土佐さきがけプログラム」生命・環境人材育成コース学生募集要項（案）（AO 入試）について

５．東日本大震災により被災した志願者の入学検定料の免除について

６．その他

報告事項

１．出題・採点の体制について

２．平成 24 年度入学者選抜実施状況について

３．国立大学の入学者選抜についての平成 26 年（2014）年度実施要項（案）等について

４．その他　　各学部における平成 24 年度入試実施状況の総括について依頼

学　　事

○マレーシア・プトラ大学と学術・学生交流協定を更新

6 月 27 日（水)、高知大学とマレーシア・プトラ大学との間で、学術交流及び学生交流に関する協定書を更新した。

朝倉キャンパスで行われた調印式には、プトラ大学の Aini lderis 国際担当副学長ほか 2 名と高知大学関係者が出席し、脇口宏学長、石川勝美農学部長が協定書に署名した。

○平成 24 年度 6 月期の高知大学大学院学位記授与式

6 月 29 日（金)、学長室において、平成 24 年度 6 月期の大学院学位記授与式が挙行され、1 名に博士（医学）の学位が授与された。

諸　　報

○弘田量二助教が第 34 回（公財）石本記念デサントスポーツ科学振興財団研究助成に優秀入選

医療学系連携医学部門弘田量二助教が、かゆみ・かぶれを起こしにくい新素材ポリエステルを開発したことにより、化繊アレルギー調査を世界で初めて可能にできる点が高く評価され、第 34 回（公財）石本記念デサントスポーツ科学振興財団研究助成に優秀入選した。

○奈良正和准教授が日本古生物学会学術賞を受賞

自然科学系理学部門奈良正和准教授が、浅海域の生痕化石の研究において日本古生物学会学術賞を受賞した。

○中国語センター開所式を挙行

5 月 9 日（水）、大学間協定校である中国の安徽大学の黄書記ほか 5 名、安徽省と友好提携を締結している高知県から職員等を招いて、中国語センター開所式を開催した。

安徽大学とは、平成 14 年に学術交流協定及び学生交流の覚書を締結し、学術・学生交流を行ってきた。平成 24 年 4 月からは、安徽大学外国語学院の講師を高知大学中国語センターに受け入れ、中国語や日本語の授業を担当している。今後、両大学学生の語学養成のほか、留学支援活動、学術・学生交流等を行っていく。

看板を上掲する黄書記と脇口学長

○「医学部附属病院（医病）病棟新営その他工事」起工式を挙行

5 月 22 日（火）、「医学部附属病院（医病）病棟新営その他工事」の着工にあたり、岡豊キャンパス新病棟建設予定地で起工式を挙行した。

式典には、高知大学関係者、高知県の来賓及び工事関係者など約 80 人が出席、土佐神社の宮司のもと神事が執り行われ、脇口宏学長ら関係者が玉串を奉奠し、工事の安全と無事な完成を祈願した。

式典の様子

○　平成 24 年度四国地区国立大学法人等共同初任者研修を開催

6 月 13 日（水）から 15 日（金）まで、朝倉キャンパスにおいて、平成 24 年度四国地区国立大学法人等共同初任者研修を開催した。

この研修は、四国地区の国立大学法人等に新たに採用された職員を対象に、国立大学法人等職員の使命と心構えを自覚させるとともに、新規採用職員として業務遂行に必要な基礎知識、能力及び資質等を養成することを目的としたもので、各機関より 46 名が参加した。

渡邉理事（財務担当）・事務局長の講話

○　藤木文部科学審議官が高知大学を視察

6 月 29 日（金）、藤木完治文部科学審議官が、高知県内の先端研究施設の視察の一環で、高知大学を訪れた。

朝倉キャンパスにおいて、小槻日吉三理事（研究担当）、岡村眞総合研究センター防災部門特任教授らと懇談、その後、物部キャンパスに移動し、海洋コア総合研究センターを視察した。

関係者と懇談する藤木審議官

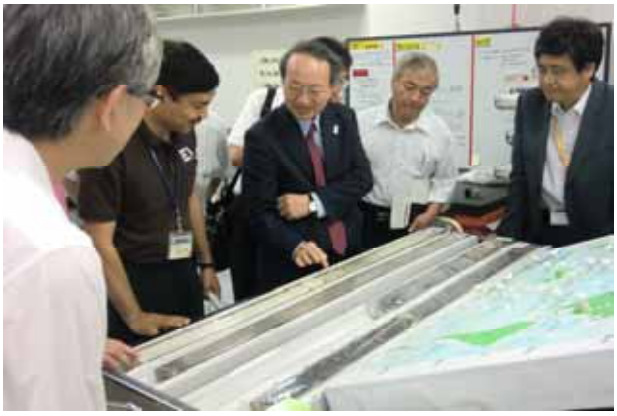

海洋コア総合研究センター視察

○　JICA 集団研修の開講式を挙行

7 月 17 日（火）、独立行政法人国際協力機構（JICA）から委託を受けて実施する集団研修の開講式を挙行した。

今年度は、インドネシア、ナミビア、ペルー、セントクリストファー・ネービス、スリランカの 5 カ国から合計 7 名の政府等機関の職員を研修員として迎え、「海域における水産資源の管理及び培養」コースを 7 月 17 日から 10 月 26 日まで開講する。

研修員代表の挨拶

関係者による記念撮影

日　　誌

5月

７日（月）　国立大学協会 経営委員会（東京）
第 2 回入試企画実施機構会議
学長事務総括本部会議
９日（水）　安徽大学中国語センター開所式
第 172 回役員会
教授会（人、教、理）
専攻会議（人、教、応用自然科学）
部門会議（教、理、複合領域科学）
１０日（木）　資格教育委員会
１１日（金）　平成 24 年度中国・四国地区国立大学学生関係副学長部課長会議
四国国立大学協議会
土佐ＦＢＣ開講式（物部）
１４日（月）　全学教育人事審議会
学長事務総括本部会議
１５日（火）　第 50 回教育研究評議会
教授会・専攻会議（農）
部門会議（農、生命環境医学）
１６日（水）　アカデミアセミナー
１７日（木）　平成 24 年度春季中国・四国地区国立大学長会議（山口）
「沿岸域総合管理に資する生態系に関する調査事業」第１回委員会（東京）
２１日（月）　全学教育機構会議
学士課程入学試験委員会
総合人間自然科学研究科委員会
学長事務総括本部会議
２２日（火）　医学部附属病院新病棟起工式
朝倉地区安全衛生委員会
２３日（水）　第 173 回役員会（拡大）
国際連携推進委員会
安全衛生研修会
岡豊地区安全衛生委員会
専攻会議・部門会議（黒潮圏）
２４日（木）　大学院入学試験委員会
２５日（金）　教育研究部会議
教育職員免許状更新講習実施委員会
物部地区安全衛生委員会
２８日（月）　学士課程運営会議
学長事務総括本部会議
３１日（木）　全国大学入試者選抜研究連絡協議会大会
中国・四国協議会（岡山）（～１日）

6月

１日（金）　国立大学協会 財務・施設小委員会（東京）
大学ＣＩＯフォーラム
４日（月）　第 4 回入試企画実施機構会議
教育組織改革実施検討本部
学長事務総括本部会議
５日（火）　高知県国際交流協会平成 24 年度第１回理事会（学外）
平成 24 年度高知大学・高知市コーディネーター会議（学外）
教授会・部門会議（医）
６日（水）　海洋管理ＷＧ
８日（金）　高知ＣＳＴ養成拠点構築事業運営会議
ＦＤ／ＳＤ高知大学実施本部会議
１１日（月）　全学財務委員会
学長事務総括本部会議
１２日（火）　教育組織改革実施検討本部会議
環境保全委員会
科研費会議（物部）
教授会（農）
１３日（水）　高知県官公長連絡会（学外）
平成 24 年度四国地区国立大学法人等共同初任者研修
第 174 回役員会

教授会・専攻会議（人、教、理）
部門会議（教、理、複合領域科学）
１４日（木）　産学連携学会第 10 回大会（学外）
１５日（金）　教育研究評議会
経営協議会
１８日（月）　国立大学協会　総会（東京）
全学教育機構会議
１９日（火）　国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議（東京）
２０日（水）　教育研究部会議
小津地区安全衛生委員会
２１日（木）　総合研究センター運営戦略室会議
２２日（金）　総合的海洋管理学科（仮称）検討ＷＧ
２５日（月）　第 36 回経営協議会
第 51 回教育研究評議会
学士課程運営会議
学長事務総括本部会議
２６日（火）　高知県国際交流協会評議員会（学外）
全学教員人事審議会
物部地区安全衛生委員会
高知化学会役員会
２７日（水）　第 175 回役員会（拡大）
プトラ大学（来日）協定更新
専攻会議・部門会議（黒潮圏）
２８日（木）　医学部調整会議
科研費タスクフォース
２９日（金）　四国国立大学協議会（愛媛）
学位記授与式
朝倉地区安全衛生委員会

7月

２日（月）　辞令交付
第 5 回入試企画実施機構会議
学長事務総括本部会議
３日（火）　教授会・部門会議（医）
４日（水）　進学担当者説明会
６日（金）　四国インカレ開会式
辞令交付
８日（日）　四国インカレ閉会式
９日（月）　学長事務総括本部会議
１１日（水）　第 176 回役員会
教授会・専攻会議（人、教、理）
部門会議（教、理、複合領域科学）
１２日（木）　ＩＤＥ大学協会中国・四国支部理事会及び総会
安全・安心機構会議
情報公開委員会
１３日（金）　官公長連絡会（学外）
１７日（火）　平成 24 年度 JICA 集団研修開講式
学生支援委員会
１８日（水）　教職課程認定大学実地視察
教育研究部会議
２３日（月）　全学教育機構会議
国際連携推進委員会
学長事務総括本部会議
総合人間自然科学研究科委員会
２４日（火）　大学と ODA シンポジウム（東京）
全学財務委員会
研究拠点会議
教授会・部門会議（医）
２５日（水）　第 177 回役員会（拡大）
高知大学・同窓会連合会懇談会（学外）
海洋機構連携協議会
専攻会議（黒潮圏）
２７日（金）　高知県との協議会（学外）
岡豊地区安全衛生委員会
物部地区安全衛生委員会
３０日（月）　教育組織改革実施検討本部幹事会
学士課程運営会
朝倉地区安全衛生委員会
学長事務総括本部会議
３１日（火）　AAP 修士論文審査